

東松山市地内発生の少年死亡事件に係る検証委員会
報告書

平成29年 2月27日

東松山市地内発生の少年死亡事件に係る検証委員会

目 次

はじめに	P 3
報告書作成に至る経過	P 4
東松山市地内発生少年死亡事件に係る検証委員会について	P 7
事実確認と検証の方法	P 7
再発防止のための検証の視点	P 7
I 事件の概要	P 8
II 検証と考察	
【視点1：家庭内の状況について】	
（1）成育歴と家庭環境	P10
（2）家庭での本人の状況	P12
【視点2：学校の状況について】	
（1）生徒指導体制	P14
（2）不登校対策	P15
（3）学習支援	P16
（4）異校種間の円滑な接続と連携	P16
（5）日常の生徒指導・相談体制	P18
（6）スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる働きかけ	P20
（7）保護者と協力しての取組	P21
（8）交友関係の把握	P21
【視点3：生命尊重・人権尊重の教育について】	
（1）道徳教育・命の教育の取組	P24
（2）人権教育の取組	P24
【視点4：地域とのつながりについて】	
（1）地域とのつながり	P26
（2）民生委員・主任児童委員のサポート	P28
【視点5：関係機関との連携について】	
（1）連携の在り方	P30
（2）教育委員会の役割	P31
（3）家庭・学校・行政の連携	P31
（4）家庭・学校・地域・警察の連携	P32
（5）家庭・学校・地域・関係機関の連携	P32
（6）連携の中心としての学校の役割	P33

Ⅲ	事実の積み重ねから見えてきた課題	P35
Ⅳ	再発防止策	
	提言【東松山モデル「つなぐ」】	P36
	【つなぐ1：家庭】	
	(1) 保護者への支援	P37
	【つなぐ2：学校】	
	(1) 生徒指導体制の見直し	P38
	(2) 学ぶ意欲と学力の向上	P39
	(3) 教育委員会事務局の指導体制の強化	P41
	【つなぐ3：地域】	
	(1) 地域との連携	P42
	【つなぐ4：関係機関】	
	(1) 子供を取り巻く関係機関の役割	P43
	【つなぐ5：社会全体】	
	(1) 社会全体で子供を育てる	P44
Ⅴ	まとめ	P45
	資料編	P46

はじめに

平成28年8月23日午前8時15分頃、東松山市下唐子の都幾川河川敷で16歳の少年の遺体が発見された。その後、東松山市に居住の16歳少年、17歳少年、14歳と15歳の中学生、川越市居住の15歳中学生の5名が逮捕された。そして、中学生3人は少年院送致、少年2人は起訴され裁判を待つところとなった。

東松山市教育委員会は、今回の事件を重く受け止めている。二度とこのような事件を繰り返さないためには、少しずつ詳らかにされる事実と真摯に向き合い検証を行っていくことが、東松山市教育委員会に課せられた責務であると考えている。生徒たちはなぜ、この事件を起こしてしまったのか、どうすれば防ぐことができたのか等、「東松山市地内発生 of 少年死亡事件に係る検証委員会」を設置し、事実の確認と検証を行い、この事件から学ぶ教訓を今後の再発防止策として、広く社会に投げかけていきたいと考えている。

今回の事件は、平成27年2月に発生した川崎市の中学生死亡事件を想起させるものであり、そこでの教訓が生かされていないのではないかとということが問われる。このような事件が起きるたびに、事実の解明や原因の究明を急ぐことが求められる。そのような状況の中で、今、教育委員会として行うべきことは、正確な事実を確認し積み重ね、そこから見えてくる課題を明らかにすること、そして、大人ができる問題解決の方法を考えていくことに他ならない。同時に、浮き彫りにされた事実に対して、「誰か」が「どこか」で「何か」が、できたのではないかを問題提起していきたい。これは、再発防止に極めて有効に働くものであると考える。

検証委員会は、事実の確認を行いながら検証を重ね、平成28年11月21日に、本事件に係る課題を中間まとめとして発表した。以降、それら一つ一つを再発防止のための課題として検証を深めてきた。そして再発防止のための具体的な取組を、「東松山モデル『つなぐ』」として広く公表することとした。

家庭、学校、地域社会、関係機関等、子供を取り巻く全ての立場から、再発防止のための取組が始まることを期待して、最終報告とする。

この事件に関しては埼玉県教育委員会・川越市教育委員会・東松山市教育委員会合同による「東松山市地内発生 of 少年死亡事件に係る埼玉県教育委員会・川越市教育委員会・東松山市教育委員会合同検証委員会」（以下 合同検証委員会）が設置され、第三者を交えて総合的に検証作業を進めている。

検証にあたっては、合同検証委員会と情報共有をしながら同一歩調で進めているところであるが、今回、合同検証委員会に先駆けて、本市独自に庁内での組織だからこそできるスピード感と関係課が考える再発防止策をもって報告書として作成したものである。

報告書作成に至る経過

日時	教育委員会の主な対応の内容
8月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○当該校長から教育委員会事務局担当者へ中学生が逮捕された旨の報告 ○臨時校長会にて、事件の概要の説明 ○文部科学省(2名)、埼玉県教育委員会(2名)、川越市教育委員会(1名)来庁 <ul style="list-style-type: none"> ・状況報告、当該生徒の様子報告、学校と連携し正確に事実確認すること、当該生徒の学校外での様子について把握すること等の指導 ○臨時教育委員会会議にて、事件の概要報告
8月29日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○当該校にて、文部科学省からの指導内容の伝達、当該生徒の状況及び同生徒への指導について聴取、臨時保護者会の進め方の指導等 ○当該校臨時職員会議への参加、気になる生徒への電話・訪問指導の指示、生徒の心のケアへの対応支援・指示、教職員の健康管理に留意すること等の指導
8月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○市議会全員協議会にて、事件の概要と対応について説明 ○記者会見の実施 ○当該校臨時保護者会の開催
9月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育課指導主事による登校指導の実施 ○全小中学校にて校長講話「命の大切さ」の実施 ○全保護者に事件の概要と今後の対応についての文書配布 ○臨床心理士(市立総合教育センター所属)を当該校に派遣 ○埼玉県教育委員会よりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣 ○臨時総合教育会議にて、これまでの対応の報告、今後の対応についての協議 ○臨時教育委員会会議にて、事件の今後の具体的な対応及び検証方法についての協議
9月2日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○教育長が当該校登校指導実施
9月5日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○定例校長会にて、記者会見の状況、教育委員会としての今後の取組等について説明(9月末日までに小中学校の全クラスで「生命尊重」についての道徳の授業を実施することを指示)
9月7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○市内4中学校で、臨時保護者会の開催
9月13日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○東松山市地内発生少年死亡事件に係る検証委員会の設置 ○第1回東松山市地内発生少年死亡事件に係る検証委員会開催 <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①正副委員長の選任 委員長(教育長) 副委員長(教育部長) ②事件の概要報告 ③今後のスケジュールについて
9月15日(木) ～	<ul style="list-style-type: none"> ○市議会一般質問(4人の議員から事件に係る質問) <p>《市長答弁から》</p>
9月23日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○今回の事件に東松山市の中学生が関わっていることを大変遺憾に思い

	<p>ます。被害に遭われ、亡くなられた井上翼さんのご冥福を心からお祈りするとともに、ご家族の皆様にお悔やみを申し上げるしだいです。</p> <p>このたび教育委員会が立ち上げた検証委員会の中で、事実関係を明確にし、再発防止のため、学校・家庭・地域がなすべきことをしっかりと示してほしいと思います。そして、子供たちには、「命」の大切さはもとより、人として幸せに生きるということなどを見つめ直してほしいと願うばかりです。</p> <p>引き続き、教育委員会と連携して、青少年の健全育成に全力で取り組んでまいります。</p> <p>《教育長答弁から》</p> <p>今回の事件に対し、大変大きな衝撃を受け、このことを重く受け止めています。亡くなられた方のご冥福を心からお祈り申し上げます。</p> <p>事件の詳細は、警察の捜査情報を待たなければなりません。教育委員会といたしましては、今後このような事件が二度と起こることのないよう、9月13日に市の検証委員会を立ち上げました。詳細に検証し、再発防止策を策定し、学校・家庭・地域の皆さんや警察等と連携協力のもとスピード感を持って実効ある再発防止策に取り組んでまいります。</p> <p>同時に、関係する埼玉県、川越市、本市教育委員会合同の検証組織も立ち上がり、三者が連携して事件の検証をしてまいります。</p>
<p>※合同検証委員会について</p>	<p>○東松山市地内発生少年死亡事件に係る埼玉県教育委員会・川越市教育委員会・東松山市教育委員会合同検証委員会事務局会議</p> <p>①平成28年 9月 6日 (火) ②平成28年 9月12日 (月) ③平成28年 9月16日 (金) ④平成28年 9月29日 (木) ⑤平成28年10月19日 (水) ⑥平成28年11月15日 (火) ⑦平成28年12月15日 (木) ⑧平成29年 1月18日 (水)</p> <p>合同検証委員会：各会とも学校教育課長出席</p> <p>①平成28年 9月23日 (金) ②平成28年10月25日 (火) ③平成28年11月22日 (火) ④平成28年12月20日 (火) ⑤平成29年 1月24日 (火) ⑥平成29年 2月27日 (月)</p>
<p>9月29日(木)</p>	<p>○第2回東松山市地内発生少年死亡事件に係る検証委員会開催</p> <p>【主な内容】</p> <p>①関係者のプロフィール確認 ②今後の調査・検証のスケジュール</p>

10月6日(木)	○第3回東松山市地内発生の少年死亡事件に係る検証委員会開催 【主な内容】 ①関係者のプロフィールの情報共有 ②学校関係者からの聴取・質疑
10月19日(水)	○第4回東松山市地内発生の少年死亡事件に係る検証委員会開催 【主な内容】 ①事実の確認と課題について ②中間まとめについて
10月27日(木)	○第5回東松山市地内発生の少年死亡事件に係る検証委員会開催 【主な内容】 ①中間まとめについて
11月21日(月)	○「東松山市地内発生の少年死亡事件に係る検証委員会中間まとめ」発表
11月24日(木)	○第6回東松山市地内発生の少年死亡事件に係る検証委員会開催 【主な内容】 ①アンケート調査の実施について ②アンケート内容の検討
12月14日(水)	○第7回東松山市地内発生の少年死亡事件に係る検証委員会開催 【主な内容】 ①体験談聴講「不良グループから子供を守った大人たちの取組」 講師：不良グループから子供を守った母親の一人 ②急激な変化（成績、欠席、家庭環境等）への対応について
12月27日(火)	○総合教育会議で報告
	○グループ別委員会の開催 ・再発防止策の検討
平成29年 1月23日(月)	○第8回東松山市地内発生の少年死亡事件に係る検証委員会開催 【主な内容】 ①体験談聴講「子供のためにできること」 講師：不良グループに詳しい大人の一人 ②グループ会議の報告
2月 8日(水)	○小・中学校教職員人権教育研修会 ・講師：合同検証委員会委員長 埼玉大学教授 澤崎 俊之 氏 ・演題：自分も相手も大切に作る児童生徒を育むために ～教育相談・カウンセリングの実践より～
2月 9日(木)	○第9回東松山市地内発生の少年死亡事件に係る検証委員会開催 【主な内容】 ①報告書の内容検討
2月13日(月)	○総合教育会議で報告・協議

2月22日(水)	○第10回東松山市地内発生少年死亡事件に係る検証委員会開催 ①報告書の内容最終確認
2月27日(月)	○「東松山市地内発生少年死亡事件に係る検証委員会報告書」発表

東松山市地内発生少年死亡事件に係る検証委員会について

事件に係る事実の確認と検証、再発防止策を検討することを目的として「東松山市地内発生少年死亡事件に係る検証委員会」(以下検証委員会)を設置した。速やかな事実確認と検証を行っていくために、検証委員会は庁内関係各課の担当者による組織とした。

事実確認と検証の方法

- ・警察からの情報提供
- ・当該生徒及びその家庭に関わりのあった庁内関係課の担当職員からの聞き取り
- ・当該生徒の小中学校在籍中の学校管理職、学級担任等からの聞き取り
- ・生徒、教職員、保護者、民生委員・主任児童委員へのアンケート調査
- ・検証委員会グループ会議による情報収集と再発防止策の検討
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーからの聞き取り
- ・学校教育推進委員会からの情報提供
- ・不良グループに関する情報をもつ大人からの体験談聴講
- ・東松山市教育委員会指導主事による再発防止のための対策会議

《アンケート調査について》

1 目的	再発防止策の策定に向けて、実態や意識を把握する。	
2 対象	①東松山市内中学2年生全員とその保護者	1016人(回収数)
	②東松山市内中学校教職員全員	104人(回収数)
	③東松山市民生委員・主任児童委員	97人(回収数)
3 時期	①②：平成29年1月	③：平成29年2月

再発防止のための検証の視点

- 【視点1：家庭内の状況について】
- 【視点2：学校の状況について】
- 【視点3：生命尊重・人権尊重の教育について】
- 【視点4：地域とのつながりについて】
- 【視点5：関係機関との連携について】

I 事件の概要

平成28年8月23日午前8時15分頃、東松山市下唐子の都幾川河川敷で10代とみられる男性の死体が発見された。その後警察は、身元は比企郡吉見町に在住する16歳の少年であることを発表した。8月24日未明、東松山市居住の16歳少年Aが家族につき添われ警察に出頭し、取り調べの中で、事件への関与を認め、25日に容疑者として逮捕された。更に26日未明、東松山市居住の17歳少年B、15歳中学生C、14歳中学生D、川越市居住の15歳中学生Eが逮捕された。

その後、16歳少年A、17歳少年Bは傷害致死の疑いでさいたま地方裁判所に起訴、中学校生徒3人は、初等・中等少年院へ送致された。

●本件に関しては、次の経緯で情報を共有することになった。

【平成28年8月23日（火）】

- ・ 15：10 埼玉県警察から2名の捜査員が当該校を訪問する。
遺体の写真の確認、在籍する中学生Cが事件にかかわっている可能性があることの情報提供を受ける。
- ・ 15：50 当該校校長が教育委員会へ報告する。（警察からの情報）
- ・ 17：30 当該校校長が教育委員会へ報告する。（中学生Cが熊谷市で補導）
- ・ 23：10 埼玉県警察から当該校校長へ連絡がある。（中学生Cが帰宅）

【8月24日（水）】

- ・ 8：13 教育委員会事務局担当者が校長から報告を受ける。
- ・ 11：03 埼玉県警察から2名の捜査員が来校する。（少年Aの指導要録公開の請求と中学校当時の様子の聞き取り）
- ・ 13：33 教育委員会事務局担当者が東松山警察に情報提供を求める。

【8月25日（木）】

- ・ 9：06 埼玉県教育局生徒指導課担当者より電話連絡が入る。
「16歳の少年逮捕」の情報提供（インターネット情報）
- ・ 12：25 教育委員会事務局担当者が東松山警察担当者へ情報提供を求める。
- ・ 13：20 報道機関から当該校へ問い合わせの電話が入る。
- ・ 15：30 報道機関から当該校へ問い合わせの電話が入る。
埼玉県警察少年捜査課刑事2名が当該校を訪問する。

- ・ 15 : 40 報道機関が当該校を訪問する。
- ・ 18 : 00 川越市教育委員会と電話連絡により情報共有する。

【8月26日（金）】

- ・ 0 : 00頃 埼玉県警察から当該校校長へ連絡がある。（当該生徒の逮捕）
- ・ 5 : 40 当該校校長が教育委員会へ報告する。（生徒の逮捕）
- ・ 6 : 00 教育委員会事務局職員で情報共有する。
- ・ 8 : 45 教育委員会事務局担当者が東松山警察署に情報提供を求める。
- ・ 13 : 00 教育委員会事務局担当者が東松山警察署に情報提供を求める。

II 検証と考察

検証委員会では、5つの視点で検証と考察を行った。

少年たちを取り巻く、事件に関する事実の検証を積み重ね、課題を明らかにする。

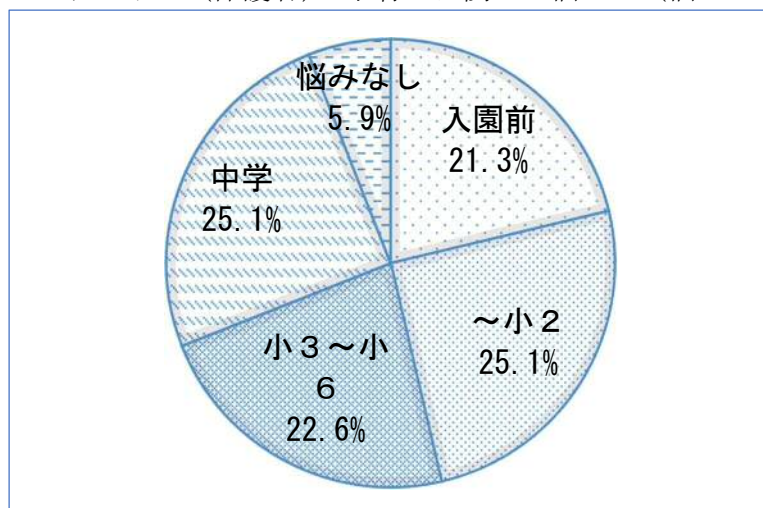
【視点1：家庭内の状況について】

検証の中で、少年たちのおかれた状況や成育歴・家庭環境の把握を行ってきた。そこで明らかになった成育歴や家庭環境から、少年たちが事件を起こした背景を考えていく。

(1) 成育歴と家庭環境

- ・保護者は子育てに苦悩しながらも、学校や関係機関への相談を行い生活態度などの改善を試みるが、十分な改善にはつながらなかった。
- ・保護者は子育て（子供の感情を受け止めること、親子の信頼関係を築くこと等）について悩んでいたが、相談することができなかった。

アンケート1（保護者）「子育てに関して悩んだ（悩んでいる）時期」

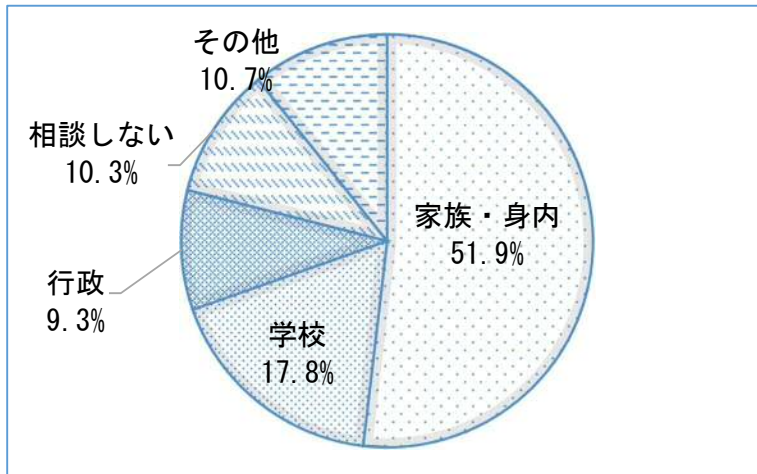


入園前から中学に至るまで、保護者は常に様々な悩みを抱えながら子育てを行っている。

<保護者の意見から>

- ・部活動の友達の親とはアドレスや連絡先の交換をしており、気づいた時には連絡するようにしている。クラスが替わった時、新しい友達ができただけの時等。子供の行動に変化があり、それを把握しても本人が学校の様子をあまり話さないで、どんな友達と何をしているのか心配になる。
- ・今回の事件は、自分の子でも有り得ると思う。

アンケート2（保護者）「悩んだ時に相談したところ」



悩んだ時の相談は家族・身内が半数以上となっている。「その他」には、友人、小児科医、インターネット等の回答があった。

自由記述として、専門機関への相談には抵抗があるという意見もあった。

<保護者の意見から>

- ・悩んでいることを相談しに行くことに抵抗があって、なかなか一步を踏み出せない。
- ・しっかりと善悪の教育をし、地域で子供を見守っていけるようになりたい。
- ・子育ての悩みについて、行政以外にもっと気軽に相談できる場所があるとよい。
- ・子育てをしながら親も学び成長する。悩むことも大切だと実感する。もっと相談しやすい環境になってほしい。

- ・家庭が子供たちにとって心穏やかに過ごせる場所でなかったと考えられる。
- ・家庭環境の変化は、子供たちが生活に順応する上で大きな負担を強いるとともに心に大きな変容をもたらしたと考えられる。
- ・子育てに悩む保護者は多い。行政や福祉の分野においては、相談窓口も複数ある。一方、アンケート調査では、「悩みが多いが相談できなかった」「相談するための一步を踏み出すことができなかった」等、相談することに対する抵抗があることが明らかになった。親は子育ての間、常に悩みや不安を抱えながら、子供の成長を見守っている。
- ・子育てや子供の教育の基盤は「家庭」である。いつの時代でも、子供が安心して生活できる場が「家庭」であり、その「居場所」が確保されているからこそ、子供は社会に出ていくことができる。しかしながら、家庭の基盤が揺らいでいるという事実があるのも現状である。
- ・本来、子供にかけるべき「親」としての愛情、見守るべき「保護者」としての責任、「親」であり「保護者」であることの自覚等、私たち大人は改めて自分自身を振り返らなければならない。
- ・「生きる力」を育む基本の場は家庭。その土台は、子供に対する親の深い愛情と、それを土台にした生活習慣を身に付けることである。基本的な生活習慣

の乱れは、子供の学ぶ意欲を低下させ、学力低下につながる。

●分析 1－1

- ・家庭教育は全ての教育の原点でもある。子供の豊かな情操や基本的な生活習慣、他人に対する思いやり、命を大切にする気持ち、基本的な倫理観、マナーやルール、自立心を養う上で、重要な役割を担う。

(2) 家庭での本人の状況

- ・育児の問題、経済的な問題、家庭内のトラブルの問題、保護者の就労の問題等、子供を取り巻く課題は多岐にわたる。また、家庭内の事情による親子関係に課題を抱える家庭もあり、家庭内での本人の居場所は安定していたとは言えない。
- ・在学中に、何らかの原因で成績が低下した。また、長期休業をきっかけにして言動に変容がみられるようになった。
- ・中学校への進学を機に、学力不振が顕著になり、欠席・遅刻・早退や不要物の持ち込みが目立つようになった。
- ・現代社会の中で、子供たちは多くのストレスを抱えながら生活している。社会経験の乏しい子供にとっては、居場所を見つけることができず、極度のストレスや不安を抱える場合もある。そうすると、子供たちが生きがいをもち、夢の実現に向かって「生きる」ことへの充実感を失うことになる。結果、不登校や問題行動につながる。子供に残された最後の居場所は「家庭」である。

●分析 1－2

- ・学校や行政機関の相談窓口の周知と、相談の奨励を進めていく必要がある。
- ・母子健康手帳交付時からの記録の中で、特に支援が必要な父母子について、学校間や行政間において引継ぎができる体制づくりを進める必要がある。
- ・家庭内のトラブルに関して、学校・地域・行政ができる支援には限界がある。

<保護者の意見から>

- ・子供にもっと関わりたいと思っても、仕事が忙しくなかなか時間がないため、つい怒ってしまう。ゆっくり話をする時間があれば子供は穏やかな気持ちでいられる。
- ・子育ては「楽しい」だけではない。悩んでいても「大丈夫」という人が多い。
- ・親子関係の大切さを考えさせられた。
- ・子供たちの身近に、話を聞いてくれる大人や友達がいれば、外に出ていくこともなかった。
- ・子供からどんなに「うるさい」と思われても良い事と悪い事、自分を大切に周りの人を大切にする事を教えるのが大事。
- ・中学生以下は、スマートフォンを禁止にすべき。

《体験談聴講》（平成28年12月14日 第7回検証委員会）

- ・多感な時期の子供たちは様々なことに興味をもつ。不良への憧れ、不良グループからの勧誘等、冷静な判断や親への相談ができずに、一時の感情で不良グループの仲間へと足を踏み入れることもある。
- ・不良グループから子供を守るのは、保護者であり、保護者一人一人がそのことを自覚する必要がある。

【資料】 講話「不良グループから子供を守った大人たちの取組」より

- ・今から20年近く前、親たちが立ち上がり不良グループから子供を抜け出させた。
- ・学校がとても荒れていた。消火器の噴射、先輩がバイクでグラウンドや体育館を走り回る、トイレのドアの破壊、プールに物が投げ込まれる等、学習ができない状況。
- ・PTAの父親、母親が立ち上がって、パトロールを始めた。
- ・息子の同級生が複数で一人の男子生徒をいじめていた場に通りにかかった。その子たちのことは小さいころからの顔見知りだったので、勇気を出して声を掛けた。「大勢で一人をいじめるのは卑怯だから、やるなら1対1でやりなさい」と。
- ・窓ガラスがたくさん割られ、プールに物が投げ込まれるという事件が起こった。優しい両親のもとで育てられてきた同級生一人の行動。母親は非常に悩んで憔悴しきっていた。
- ・ある時、6人の生徒が夜中に公園に呼ばれ、殴られ、1人が重症となり入院。
- ・全員の子供たちは、そのことを誰ひとり親に話さず、翌日も全員マスクをつけ、何事もなかったかのように登校。一人の親が、ベッドの下から血に染まったワイシャツを見つけ相談に来た。（その家庭では親子の会話はほとんどなかった。）
- ・全員の親と連絡を取り話し合った。（夜中に抜けだしたことを知らない親もいた）
- ・友達の一人が不良グループから抜けようとした時、「友達を助けたかったら来い」と、全員が呼び出された。「ランチに耐えたら、全員を放免する」という、甘い言葉。
- ・加害者は1年上の先輩。警察に入ってもらい、被害者・加害者の保護者が集まり、話し合い、損害賠償を請求した。
- ・当時、学年委員長をしていたので、校長とも頻りに連絡をとり状況を報告した。
- ・子供たちは報復を極度に恐れていた。その様子から、親たちは改めてグループから抜けることの恐ろしさを知った。
- ・解決できた理由は、子供が小さいころから近所で親も顔見知りで交流があったこと。親全員が団結したこと。学校の理解、警察の見守り、地域の協力があったこと。
- ・子供たちにとっては、親や警察よりも怖いものがある。一度、問題行動を起こすと、後に引けなくなる。恐怖と自分の犯している問題行動の大きさから、自分をコントロールできなくなり自暴自棄になる。強力な力で引っ張らないといけない。
- ・親たちはこの時期の子供の言動に敏感になってほしい。夜の外出や違う学年との付き合い。反抗期になる前に、そういう世界の怖さを知らせることも大事。

【視点2：学校の状況について】

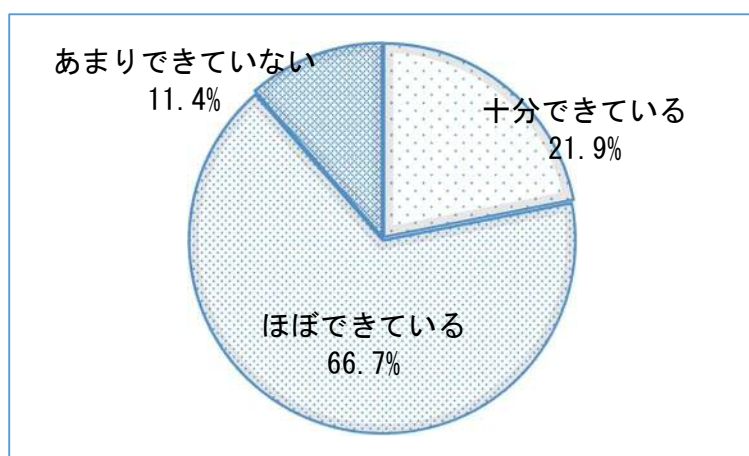
(1) 生徒指導体制

- ・校長の指導のもとで、生徒の問題行動の未然防止や問題発生時の具体的な対応策について協議し、円滑な教育活動を実施するための取組を行ってきた。

【生徒指導部会】	日 程：毎週月曜日・4校時 参加者：校長・教頭・生徒指導主任、1学年担当、2学年担当、3学年担当、教育相談主任、養護教諭
【生徒指導委員会】	日 程：学期末及び問題発生時、随時 参加者：生徒指導部会メンバー＋学年主任

- ・日常的には、上記で構成している「生徒指導部会」で情報交換、対応の報告を行い、意見交換、今後の具体的な対応方策を立てている。
- ・日頃から生徒の変容に目を配りながら、問題行動の予兆を各担任や学年主任が把握し、生徒指導部会で情報を共有している。問題が起こった時には、速やかに指導方針や対応策を決め、組織で指導を行っている。
- ・学校では、組織的な生徒指導を行っている。当該生徒や家庭との連絡を十分に取りながら、学校との関係が切れないう一定の距離を保ちつつ生徒への指導や家庭への支援を行ってきた。併せて、生徒指導体制を見直し、これまで行ってきた指導効果の確認を進めてきた。しかし、長期に及ぶ生徒指導上の課題を改善するにはいたらなかった。

アンケート3（教職員）「情報共有・共通理解のもとで生徒指導にあたる体制」



全体の88.6%の教職員が、情報共有・共通理解の自覚のもとで、生徒指導を行っている。

方法や内容に関しては、精査していく必要がある。

●分析 2－1

- ・当該校でも組織的な生徒指導を行ってきたが、改めて指導の在り方や校内体制等を見直し、検証を進めていく必要がある。
- ・学校全体が学級経営や日頃の指導を相談し合える雰囲気をつくっていくことが大切である。
- ・教育委員会で設置している学校教育推進委員会において不登校対策を行っている。これまでに「不登校初期対策指針」等の発表を行ってきた。改めてその指針を教職員が共有し、指針に沿った行動連携をとることが必要である。

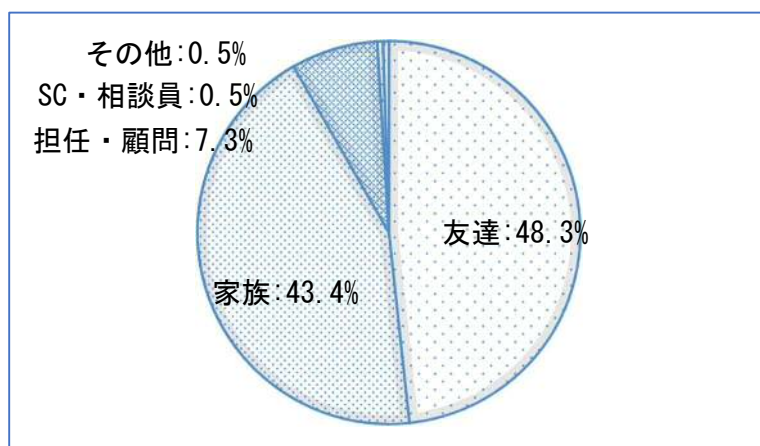
(2) 不登校対策

- ・学校や担任が変わっても、学校として同じ対応をとることで、子供や保護者との信頼関係を築くことができる。そこで、不登校対策として、全ての小中学校で「不登校初期対応指針」に沿って対応を行っている。
- ・教職員が不登校生徒への指導について共通理解・共通行動を図るために、研修会を実施している。また、不登校に関する保護者用リーフレットを作成・配布し、不登校の正しい理解、対応策、相談窓口の情報提供等、保護者の不安を解消し保護者を支えていく体制をつくっている。

●分析 2－2

- ・不登校の予兆への迅速な初期対応は、速やかな問題解決につながる。
- ・不登校に対する指導方法や欠席時の連絡体制等を、教職員間で共通理解、共通行動していくことが大切である。
- ・学力不振が不登校の要因の一つになる。日頃の指導の中で、きめ細かい指導が求められる。

アンケート 4 (生徒)「勉強や友達づきあい等の悩み事を相談する場」



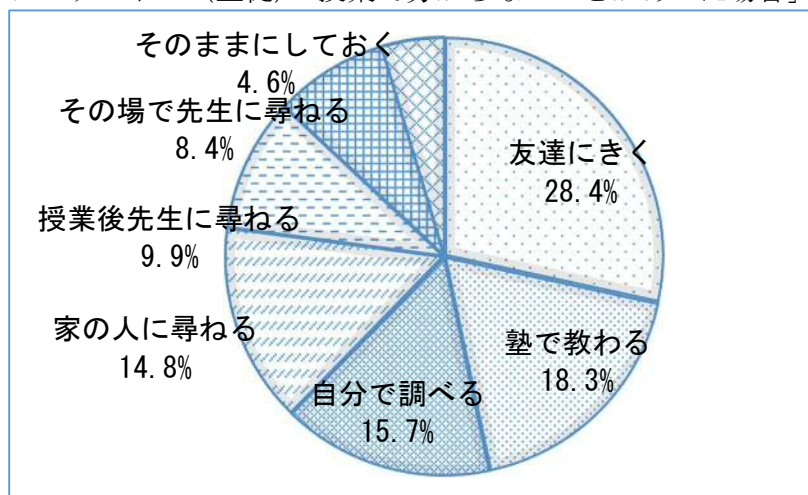
約半数の生徒が、友達をあげている。相談できる場が友達であり、友達の様子の変化に気づくのも友達であると考えられる。

43.4%が家庭をあげている。どんな時でも、子供が相談できる場は家庭でありたい。

(3) 学習支援

- ・学校では、児童生徒の学習の状況に応じて、別室での指導や個別に課題を与える等、家庭と協力しながら学習支援を行っている。
- ・児童生徒に学力を身に付けることは学校に課せられた責務である。学力低下が原因となり、学校と子供との距離を広げる場合がある。魅力ある授業は子供たちに学ぶ喜びを味わわせ、学習で得た幅広い知識と経験は子供の学ぶ意欲を高めることになる。そして、将来の夢や希望の実現につながるものである。このことを、教職員一人一人が改めて自覚していくことが大切である。
- ・社会の変化や時代により児童生徒が身に付けるべき能力は変容する。教師は、時代の変化に順応しながら、目の前の子供たちに最善の教育を行うことが求められる。

アンケート5 (生徒)「授業で分からないことがあった場合」



授業で理解できない部分については、何らかの手立てで解決を図ろうとしている生徒がほとんどである。

そのままにしておく生徒が4.6%おり、全国学力学習状況調査での無回答率と関連させて、対応策を検討する必要がある。

●分析2-3

- ・学力低位の児童生徒への、学習支援を充実させるための方策を検討していく必要がある。

(4) 異校種間の円滑な接続と連携

- ・小学校と中学校との連携では、年度末に小学6年の担任と中学の担当職員とで「小中連絡会」を開催している。学習面、生徒指導面、特別支援教育面等について情報交換を行う。また、中学校の「入学説明会」では、小学6年の児童とその保護者が中学校に行き、学校の説明を聞いたり部活動の様子を見たりしている。新入学生徒の様子を直接確認する場になっている。
- ・保育園と小学校との連携では、保育課で「幼児教育振興懇談会」を開催して

いる。「こんな指導をしてもらえると小学校に入学してから安心である」という視点で小学校低学年の生活や授業の様子を保育園の職員が参観する、あるいは、小学校の教員が保育園での子供の様子を参観する等の活動を行っている。学校が入学前の子供の様子を把握する場、保育園が子供の成長を確認する場にもなり、より深い情報交換の場になっている。

- ・中学校間の連携に比べると、小学校と中学校との連携はやや希薄である。
- ・中学校間の連携として生徒指導担当者が連絡を取り合い、課題を抱える生徒や問題行動の状況について情報共有を行っている。
- ・平成28年度は2校で「いじめ・非行防止ネットワーク連絡会」を設置している。会議では情報交換をしてきたが、具体的な指導の方向性を協議して、対応策を検討するまでには至っていなかった。
- ・中学校間では生徒に関する情報の共有を比較的頻繁に行っているが、生徒指導担当者が電話による情報のやり取りに留まっていた。

《「いじめ・非行防止ネットワーク連絡会」の状況について》

実施回数 年間3回

参加者 中学校区小学校管理職、市教委指導主事、子育て支援課社会福祉士、川越児童相談所所長、東松山警察署生活安全課少年係長、民生委員、主任児童委員、保護司、PTA 役員、スクールサポーター、校長、教頭、主幹教諭、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談主任

内容 学校生活の様子の報告や課題のある生徒についての情報共有・情報交換

成果 参加者の良好な関係を築き、あいさつ運動等で行動連携が図れた。

課題 対応策の検討にはいたっていない。

●分析2-4

- ・学校が円滑に教育活動や生徒指導を行っていくために、児童生徒のより詳細な情報を把握することが大切である。
- ・小学校の教員と中学校の教員とでは、生徒指導に関する意識の違いがみられ、今後、日頃の研修や詳細な情報連携の在り方の工夫が求められる。

【資料】 東松山市立小・中学校全教職員人権教育研修会（平成29年2月8日）

講師：埼玉大学教授 澤崎 俊之 氏

（東松山市地内発生少年死亡事件に係る埼玉県教育委員会・川越市教育委員会・東松山市教育委員会合同検証委員会委員長）

演題：自分も相手も大切にできる児童生徒を育てるために
～教育相談・カウンセリングの実践より～

内容：「自己表現（アサーション）とは」

「アサーションの基本」

「自分も相手も大切にできるって？」

「教師にとってのアサーション」

「自分の気持ち・相手の気持ちと仲良くなる演習」

《講演内容から》

- ・自己主張を通してより良い人間関係を築くことを目指すのが「アサーション」。
- ・自分の心に正直になり、思ったことを表現することが大切だが、それを言ったことで相手がどう思うのかを考える姿勢を育てることも大事。
- ・とにかく自己表現に重点が置かれがち。相手の話を聞くことまでセットにならなければいけない。
- ・自己表現の技法の習熟だけではなく、自己把握と聞く姿勢の質を高めることが必要。
- ・コミュニケーションにおいては、アサーションがとても大切。
- ・子供のことがよく見える立場にいる教師も、アサーションの視点を自覚したい。
- ・子供は思っていることを十分に言えない。大人である教師が、子供の話をしっかりと聞くことが大切。
- ・聞く力が出てくると、教師が子供の代弁者になる。
- ・アサーションの視点を現場でも活かし、自分も相手も大切にできる児童生徒を育てれば、事件の再発防止にも寄与することができるのではないかと。
- ・教師の関わり方の質を高め、様々な職種の人たちと連携し、家庭への支援を行ってほしい。

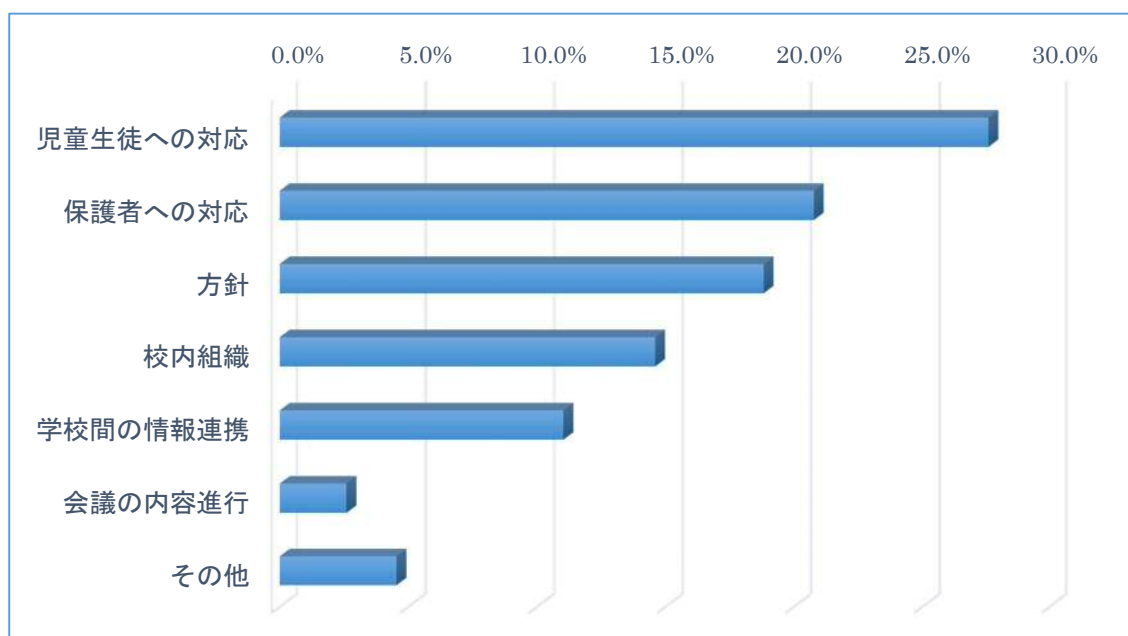
（5）日常の生徒指導・相談体制

- ・生徒指導上課題のある児童生徒へは、落ち着いて授業に臨めるように、時には別室で指導を行い、学校生活のルールを確認し、改善が必要な部分について

ては改善を促し、必要な指導を行っている。

- ・日頃から学級指導や部活動の中で、自分を大切にしよう繰り返し話すとともに、非行防止の指導も継続的に行っている。
- ・教育委員会は、学校へ出向き、管理職と話し、警察と連携強化、校内の指導体制の強化について指導している。
- ・服装の乱れ、持ち物の変容等、基本的な生活習慣の乱れへの対応は、非行防止の第一歩である。一部の生徒の乱れが、他の生徒や学校全体に及ぼす影響を鑑み、受容的な態度を基本にしつつ、時には厳しい指導を行っている。
- ・各中学校に1人ずつ、学校相談員を配置している。「心がもやもやする」「なんとなくだるい」「気持ちがイライラする」「誰かに話を聞いてほしい」等、生徒の様々な悩みに寄り添いながら相談を行っている。

アンケート6（教職員）「生徒指導体制を見直す視点」



- ・生徒指導では、PDCAのサイクルに基づき不断の見直しと改善が必要である。見直しの視点として、「児童生徒への対応」「保護者への対応」の必要性をあげた教員が多い。日頃の児童生徒への指導や保護者の対応についてを課題として考えている職員が多いことがわかる。
- ・保護者の価値観の多様化に伴い、生徒指導における保護者の対応も様々である。そのための研修会の必要性も考えられる。
- ・学校間の連携の在り方は、引き続きより望ましい体制を検討していく必要がある。

＜教職員の意見から＞

- ・学校の指導に従えなくなった生徒や保護者とのように接したらよいか、研修や生徒指導体制の整備が必要。
- ・子供にとっては、親以外に身近な大人は「教員」。学校の中でのチーム、医療、心理、外部機関と連携して、専門的な知識のもと、しっかりとサポートしていくことが大事。
- ・今回の事件は、夏季休業中であり、学校の限界がある。しかし「学校として何かできることがあったのではないか」と、自問する。

●分析 2－5

- ・小学校と中学校とでは情報の連携体制や教職員の生徒指導に対する意識に差がある。情報連携・情報共有を進めていく中で、教職員一人一人の生徒指導の力量を高めていくための研修会が大切である。
- ・小学校と中学校とでは生徒指導の内容が異なることが多いことから、教職員個々の生徒指導の力量や経験に差がある。このことは、小中学校の情報共有や小学校から中学校への情報提供にも影響する。
- ・日頃から警察との連携体制を築き、時には積極的に警察に協力を依頼し、学校が問題を抱えすぎないように、慎重な見極めが必要である。

(6) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる働きかけ

- ・教職員や保護者への助言を行うとともに、生徒の心の相談に応じるため、「スクールカウンセラー（SC）」を全中学校に配置している。また、児童が抱える課題の解決や保護者相談に応じるため、「スクールソーシャルワーカー（SSW）」1名を市内に配置し、児童相談所や福祉事務所など関係機関との連携を積極的に進めている。SSWは小学校を中心に活動している。
- ・SCやSSWの相談の時間が限られているため、学校への支援拡充を図ることは十分できなかった面がある。
- ・SCは毎週または隔週で1回、担当する学校で相談活動を行っている。

●分析 2－6

- ・生徒、保護者、教職員との相談件数は増加傾向にあり、継続した経過観察が必要な事案も多い。また、相談内容も多岐にわたっている。
- ・教職員が生徒理解・教育相談を行う上で、SCやSSWから保護者との関わり方や支援の方法についてのアドバイスを受けることは、極めて有効である。担任とSCが情報交換を密に行うことで、個々の生徒に適した言葉かけや対応を行うことができている。担任の精神的負担の軽減につながる。
- ・SCやSSWの増員が必要である。

(7) 保護者と協力しての取組

- ・保護者に対しては、学校便りの中で生徒指導の方針や問題行動への対応を示し、理解・協力を依頼している。
- ・生徒指導上課題の多い生徒の保護者とは、電話、面談、家庭訪問で連絡を密にとり、十分に話し合いを行っている。その際は、問題行動に関する連絡だけでなく、生徒の日頃の様子を肯定的に話すことで、保護者の理解と協力を得やすくなるよう配慮している。その中で事実を確認するとともに、今後の指導方針や家庭への協力依頼事項などについて話し合いを進めている。
- ・問題行動だけをとらえての対応では、その背後にある発達上の課題や家庭環境による影響、対人関係上の問題等を見失う。また、理解が不十分な状態での対応では、問題を深刻化・長期化させることになる。このことを教職員が共通理解した上で、生徒理解が大切である。

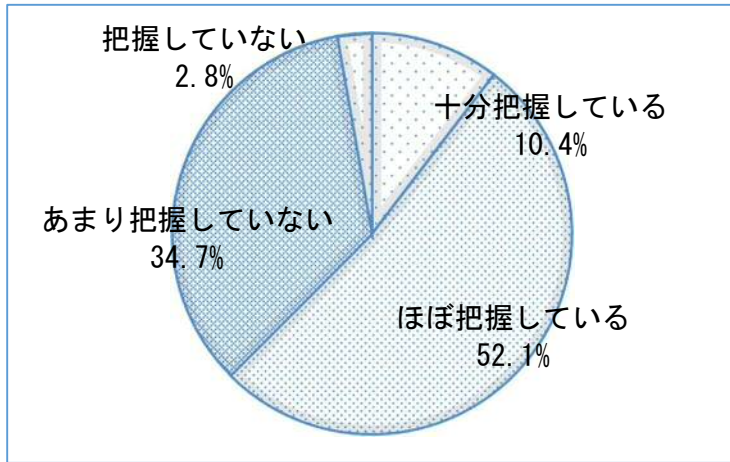
●分析 2 - 7

- ・保護者との連携は、学校・担任と保護者との信頼関係の上に成り立つ。昨今の生徒指導上の諸問題は多岐にわたり、その背景にある家庭、学校、地域社会等の様々な要因は複雑に絡み合っている。
- ・保護者と信頼関係を築く方法は多様である。保護者の十分な理解と協力を得ることが、児童生徒一人一人に応じた課題解決につながる。

(8) 交友関係の把握

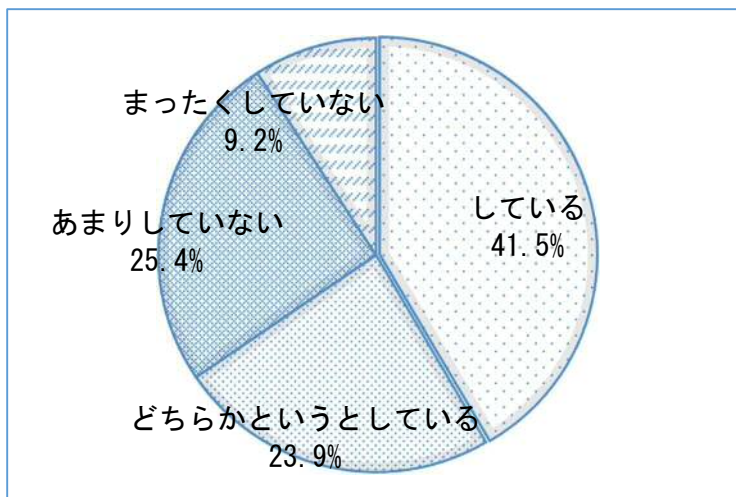
- ・児童生徒の交友関係は、保護者への聞き取りや関係機関からの情報提供、クラス内の友人関係から状況を把握している。また、非行グループとのつながりや地域での活動の様子等について、警察や関係機関への情報提供を求めている。
- ・市町村を越えての中学校間の連携により、交友関係の情報を共有し、非行の未然防止のための生徒指導に活かしている。
- ・第8回検証委員会（平成29年1月）の際に行った体験談聴講「子供のためにできること」の中でも、生徒同士の声の掛け合いや友達としての関わり方等の必要性が取り上げられた。
- ・携帯電話やSNSの発達により、生徒の行動範囲や人間関係は飛躍的に広がっている。教職員が自校の生徒の状況や他校の生徒との関わり等について情報を共有することが大切である。

アンケート7（保護者）「子供の友達の名前」



62.5%の保護者は、子供の友達の名前をほぼ把握していることがわかる。しかし、37.5%の保護者は、あまり把握できていないのが現状である。

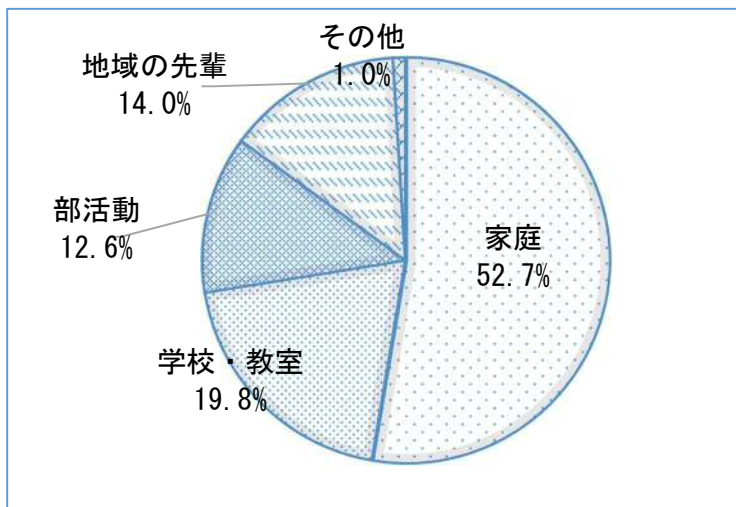
アンケート8（生徒）「家の人と学校での出来事についての話」



34.6%の生徒は、家族とのコミュニケーションが「あまりしていない」「まったくしていない」となっている。

家庭の中でのコミュニケーションの在り方を考えていくことが大切である。

アンケート9（生徒）「気の休まる場所」



「気の休まる場所」として半数以上の生徒が「家庭」をあげている。心と体の戻る場所としての「家庭」の役割は極めて大きい。

「その他」の意見として、自分の部屋、風呂、犬等の回答があった。

●分析 2－8

- ・学校が校外での生徒の状況を把握することは、困難なことが多い。
- ・生徒同士の関わりは、自浄作用として有効に働くことが期待できる。不安や悩み事の相談は友達や地域の友人が多く、問題行動への早い段階での気づきは、事態が深刻化する前に解決につながる。
- ・積極的な情報収集の方法を模索する必要がある。しかしながら急速に発達するSNSやスマートフォンによる生徒間の交流は、保護者の想像をはるかに上回る速さで進んでいる。情報の秘匿性が高く、また、広範囲に及ぶことから、保護者を含む大人からは見えにくいものとなっている。

【視点3：生命尊重・人権尊重の教育について】

(1) 道徳教育・命の教育の取組

- ・毎週1時間の「道徳」の授業を要として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行っている。どの学校においても、道徳の授業は、計画に基づき実施されている。
- ・道徳教育推進教師を中心に、ゲストティーチャーの招聘や生徒参加型授業等、創意工夫した授業を行っている。また、日頃から家庭や地域と連携を図りながら、生徒の心に響く授業を行っている。
- ・どのクラスでも、「生命尊重」に関する内容を取り上げ、生徒一人一人が「命」について考える指導を行っている。
- ・事件の後、9月には全小中学校の全クラスで、「命」をテーマにした道徳の授業を行い、児童生徒一人一人が生き物や命について考える場とした。
- ・生徒が親になるための準備の学習として、「赤ちゃん抱っこ体験」を行っている学校がある。実際に乳児を抱き、表情や動きなどの変化を見て、また、重さや温かさを体で感じて、「命」について考える機会になっている。

(2) 人権教育の取組

- ・人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な課題を解決しようとする生徒を育成するために、全体計画・年間指導計画に基づき、「自分の大切さと他の人の大切さを認めること」について学校全体で人権教育を進めている。
- ・様々な人権に係わる問題に対して、生徒が自分の大切さを認めるとともに、他者の心の痛みや感情を共感的に受容する想像力や感受性、意欲等を育成するために「人権感覚育成プログラム（埼玉県教育委員会発行 平成20年3月）」を活用した授業実践を行っている。
- ・学校では、「人間尊重を基盤とする教育の推進」を目指す学校実現のための方策の一つに位置づけ、いじめや偏見を許さない生徒の育成を目標とした取組を進めている。
- ・教育委員会では、全教職員や管理職を対象にした人権教育の研修会を実施し、人権教育に対する意識の高揚を図っている。また、PTAが保護者を対象に人権教育講演会を実施し、様々な人権に関する意識の啓発を行っている。

●分析3-1

- ・校長の方針のもとで「生命尊重」「人権尊重」の教育は、計画的に行われている。引き続き生徒の心に響く授業を工夫していくことが大切である。
- ・生徒の心に響く豊かな体験活動は、「命」の大切を実感できる場として極めて有効である。

【資料】 中学校家庭科「親体験（赤ちゃん抱っこ体験）」の取組

- ・核家族化、少子化、地域社会の崩壊等の理由で、今の中学生は赤ちゃんを抱っこした経験がほとんどない。
- ・中学校を卒業したらすぐに親になることも考えられる。女子は16歳で結婚ができ、親としての準備も全く整っていない状態で子供を産む場合もある。中学校時代に親としての知識や子育ての技術を学ぶことはとても重要である。
- ・「親体験（赤ちゃん抱っこ体験）教室」を行うことで、中学生が乳児とふれあう体験を通して、子育ての喜び、命の尊さ、家族の絆の大切さ等を感じ取り、親の役割を考え、親になるための準備をしてほしいと考える。
- ・市内2校で実施。家庭科主任や養護教諭が中心となり、市の子育て施設や主任児童委員の協力のもと、親体験教室を実施している。
- ・民生委員や家庭教育アドバイザーの他、地域のたくさんの母親の協力を得て体験教室を実施している。
- ・生徒だけでなく、母親も中学生から学ぶ場となっている。
- ・地域と学校が連携して実施することで、地域の子育て環境づくりを推進することになる。また、たくさんの地域の方にもボランティアとして参加してもらうことで、世代を越えた交流により、地域ぐるみで子育てをする基盤づくりになる。
- ・体験をとおして、親としての自覚、家族の絆、命の尊さ等、「命」について考えることは、体験者一人一人にやさしく思いやりのある心を育むことになる。

【生徒の感想から】

- ①「生まれたばかりの小さな赤ちゃんを抱っこしたとき、体が柔らかくてふわふわしていてかわいかったです。」
- ②「はじめは少し怖かったけれど、本当にかわいくて癒されました。」
- ③「泣かれてしまいましたが、赤ちゃんは何をしても可愛いくて見ていて飽きませんでした。」
- ④「自分が大人になって親になった時を考える時間でした。将来大人になったら赤ちゃんを大切に育てていきたいと思いました。」
- ⑤「女の子は軽くて、男の子はどっしり重かったです。」
- ⑥「私の指をつかんだ赤ちゃんの手が小さかった。小さい指なのに爪がちゃんと生えていてびっくりした。」

【母親の感想から】

- ①「中学生ぐらいになると立派だと思いました。」
- ②「中学生の子供たちのようにしっかり育てたい。」
- ③「社会に貢献できてよかった。」

【視点4：地域とのつながりについて】

(1) 地域とのつながり

- ・小学校への入学後は、PTA活動やスポーツ少年団での保護者同士のつながりにより、個人差はあるが、地域の中での関係を保つことができた。しかし子育てに対する考え方や生活習慣の違いにより、継続して良好な関係を築くことはできにくい状況がある。
- ・学校では、管理職と民生委員、主任児童委員との情報交換会を行っている。時には管理職だけでなく課題のある子供を担当する教員とも話し合いを行い、よりよい関係を築きながら、家庭の状況や地域での様子について情報交換を行っている。

《「学校と民生委員・主任児童委員との情報交換会」について》

回数：年間に1回又は2回

方法：民生委員や主任児童委員と管理職又は全職員で話し合いを行う。

内容：○学校から民生委員・主任児童委員等への情報提供

- ・配慮を要する子供、地域の協力をあおぎたい子供、課題を抱えている子供に関する学校での生活の様子や家庭の状況を情報提供 等

○民生委員・主任児童委員から学校への情報提供

- ・通学班での登校の様子 通学路の危険個所の確認 等

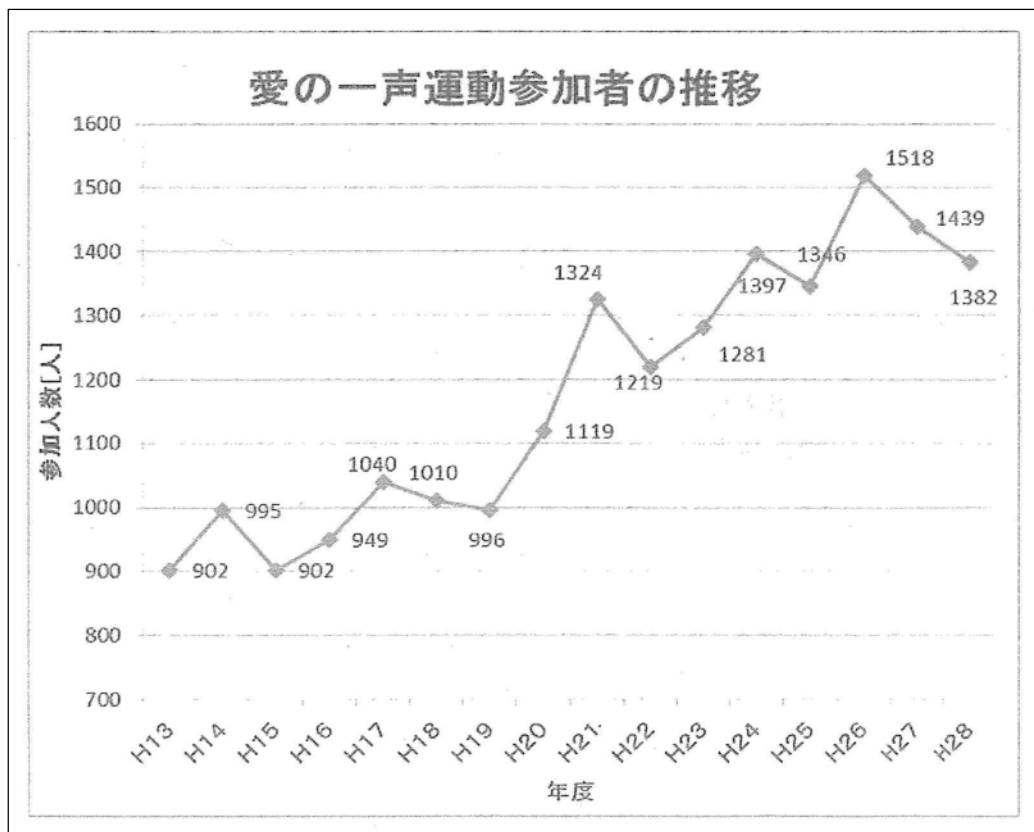
○学校から民生委員・主任児童委員への依頼

- ・見守り活動（学校生活や下校時の様子）
- ・保護者との相談活動 等

- ・年度当初に学校便りを地域へ回覧する中で、学校の指導方針を示し、教育活動への理解と協力を依頼している。各種学校行事、学校応援団、環境整備、登下校の見守り等、多くの場面でボランティアとして協力を得ている。
- ・生徒が地域で行われる行事に参加し、地域の人と共に活動することで人間関係を深めることができ、非行の未然防止に役立っている。
- ・児童生徒の充実した学校生活はあいさつからはじまる。あいさつはより良い人間関係を築く第一歩でもある。学校が中心となり、教職員、保護者、PTA、地域住民、地域のボランティア等が協力して「あいさつ運動」を行うことは、児童生徒の健全育成にもつながっている。
- ・地域の見守りボランティアと協力し、日頃の見守り活動の中での子供の変容（普段元気な子が挨拶を返さない、うつむいて歩いている等）を、学校とボランティアとが情報共有することは、問題の早期発見・早期対応につながる。
- ・子供の健全育成は、保護者・家庭、学校、地域、行政、関係機関が連携をして取り組む健全育成と、それぞれの立場で考える健全育成がある。同時に、

予防的な対応と課題発生後の対応とがある。

- 平成12年に始まった「愛の一声運動（青少年非行防止パトロール活動）」の継続した取組は、参加者も増加し、青少年の健全育成の一翼を担うこととなっている。着実な取組は、大きな成果につながっている。



- 近年、地域のつながりが希薄になり、市全体を見ると一部の地域では意思疎通や情報共有が図りにくい状況も見られる。しかし、一方では地域見守り隊の組織やPTA活動としてのおやじの会等、具体的な取組を始めた地域も見られる。

●分析4-1

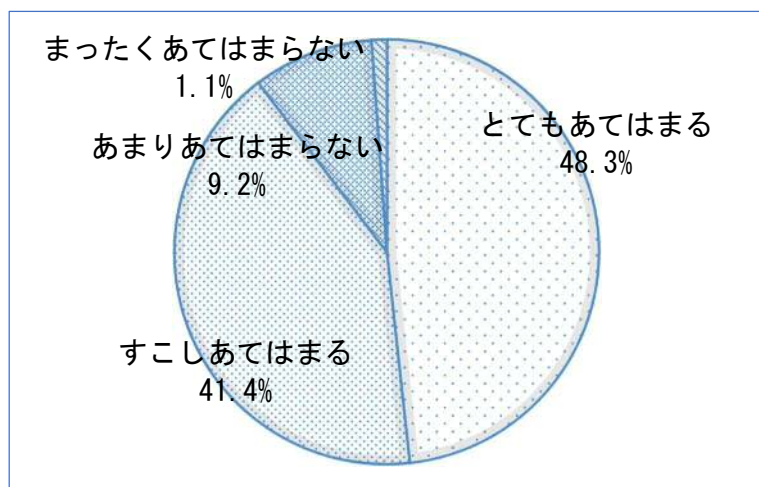
- 地域コミュニティの希薄化や世代間交流の減少が顕著である。学校が核となり、「地域の人材」「地域の施設」「地域の資源」「地域の交流」「地域の環境」等の教育力をうまく学校に取り込むことが大切である。
- 高齢化社会を迎えた今、お年寄りの力は地域のコミュニティを変えていくことのできる原動力になる。子供を見守るたくさんの目が、児童生徒の問題行動を抑止することにつながることも考えられる。
- より多くの生徒が地域の行事に参加することのできる体制を地域・保護者・学校が協力して構築していく必要がある。
- 子育てには、地域・保護者・学校等、多くの人の関わりが大切である。

(2) 民生委員・主任児童委員のサポート

- ・登下校時を中心とする児童生徒の見守り活動により、事故防止、不審者対応等への協力を得ている。
- ・日頃から、学校行事や PTA 活動に対しての協力もあり、学校生活の中でも児童生徒の見守り活動が行われている。教職員と情報交換を行いながら、教育活動の充実につながっている。
- ・学校と民生委員・主任児童委員との良好な関係により、子供に対する虐待や生活の状態について情報を速やかに共有することができる。それにより、迅速に対策を検討し行政機関や児童相談所への情報提供を行うことにつながっている。
- ・情報交換会では、様々な内容の情報交換を行っているが、対策を検討するまでには至らない場合も多い。
- ・個々の児童生徒や家庭の見守りについては、家庭内の問題にかかわり把握することが難しいケースが多い。

アンケート10（民生委員・主任児童委員）

「家庭生活の状況や家族関係などを把握することが困難」



約9割の人が、「家庭生活の状況や家族関係などを把握することが困難な時がある」と回答している。

家庭の様子を把握しにくい状況がある。

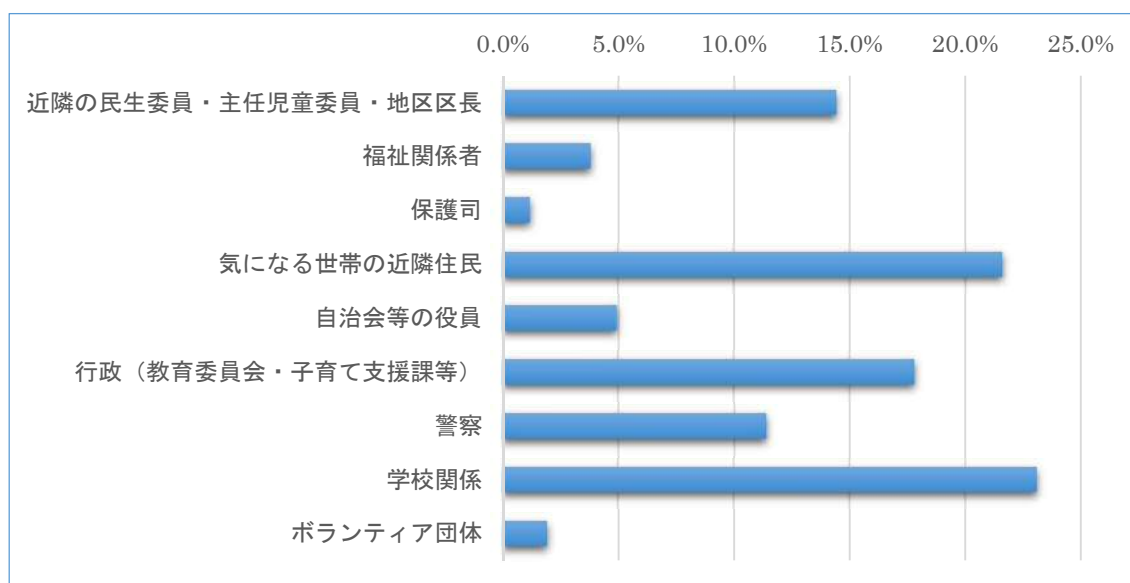
<民生委員・主任児童委員の意見から>

- ・表面的にではなく、内面的にはなかなか家庭に入っていけない。
- ・保護者となかなか会うことができない。
- ・外からの状況（明かりがついているか、洗濯物が干されているか等）しか把握しにくい。
- ・親が本当のことを話したがない。
- ・個人情報保護の壁があって、踏み込めない。
- ・周囲と関わりをもたない家庭の状況は、つかめない。

- ・家庭環境が複雑になってきていることで、民生委員・主任児童委員が生徒や家庭の状況をつかみにくくなっている。学校が生徒や家庭についての情報を得られない場合もあり、教育活動を計画していく上では、大きな支障となっている。

アンケート11（民生委員・主任児童委員）

「さらに連携できるとよい機関」（複数回答）



<民生委員・主任児童委員の意見から>

- ・学校に行くことができない子供の居場所をつくる必要がある。
- ・地域内の小さな変化も見逃さず、行政につなげていく必要があると感じる。
- ・学校からの連絡を受けて見守りを行いたい、アパートでどのように見守りをしたらよいのか戸惑う。
- ・高校を退学した後、どのようにしているか、見守りが必要。
- ・守秘義務を遵守しながら、私たちや学校・行政が把握している詳細なことまで情報共有することが、再発防止につながる。
- ・小学生が登校する時、近所の高齢者が付き添っている地域がある。自分の家族だけでなく、全地域で行うとよい。

●分析4-2

- ・民生委員・主任児童委員の活動を円滑にするためには、多くの関係機関との連携が不可欠である。特に、家庭や児童生徒の身近な人たちと良好な関係を築き、綿密な連携が必要となる。

【視点5：関係機関との連携について】

(1) 連携の在り方

- ・連携は、人と人とのより良い関係づくりからはじまる。日頃から学校が地域や関係機関と円滑な連携を行うことができれば、問題行動は減少し、児童生徒にとってきめ細かい教育を受けることができる。連携を考える上で、このような「日頃の連携」と、問題発生時に子供を取り巻く多くの関係機関が一枚岩となって連携できる「緊急時の連携」がある。

①日頃の連携

- ・学校では、児童生徒の健全育成として、規範意識の醸成や危険回避能力の育成のために、交通安全教室、薬物乱用防止教室、避難訓練、情報モラル講演会等の実施による連携を進めている。
- ・連携ネットワークの構築として、連絡体制の整備や情報交換の場づくりを進めていくために、ネットワーク会議、地域見守り活動、民生委員・主任児童委員連絡会等の連携を進めている。
- ・生徒指導体制の充実として、教職員の指導力向上を図るために、関係機関の職員を講師に招いての研修会、ケース会議、事例研究等の連携を進めている。

②緊急時の連携

- ・暴力行為、いじめ、虐待等、問題行動発生時の対応として、速やかに警察や児童相談所等への通告や相談等の連携体制づくりを進めている。
- ・指導が困難な状況への対応として、医療や福祉等の専門機関と連携したサポートチームの設置を進めていく。

●分析5-1

- ・連携では、日頃から相手の顔が見えるものでなければならない。
- ・各機関の役割を十分把握したうえで、連携を進めていくことが大切である。
- ・学校は、児童生徒の問題を抱え込んでしまう傾向がある。問題を見極め、速やかに医療、福祉、警察等の関係機関とつないでいくことが大切である。
- ・連携における情報連携・行動連携においては、中心になって全体をコーディネートする視点が大切である。人あるいは組織が連携の中心になって、円滑な運営を進めていくことが大切である。

(2) 教育委員会の役割

- ・教育委員会は、定例校長会・教頭会、指導訪問等の学校訪問により、情報の共有や指導を行っている。また、緊急な事件・事故、学校だけでは解決困難な事案については、その都度、学校への訪問や電話連絡により、具体的な指導助言を行っている。
- ・年に2回教育相談連絡会を実施している。市立総合教育センター職員が市内全小中学校を訪問し、各学校における特別な教育的支援が必要な児童生徒及び集団生活が困難な児童生徒についての情報交換を行っている。その際、不登校及びその兆候のある児童生徒について、今後の指導方針を協議している。
- ・今回の事件に関しては、学校・教育委員会・警察・関係機関との情報共有に、想定以上の時間がかかった。
- ・教育委員会は、訪問や電話による繰り返しのやり取りの中で、適宜、学校をサポートしている。しかしながら、事前に教育委員会事務局担当者は、より積極的に学校の状況を把握するための手立てをとる必要があった。
- ・各学校が円滑な生徒指導を行う上で、学校間の連携は不可欠である。今回の事件に関しても、小学校時代から問題行動があった、あるいは予兆がみられた等の子供がいた。一方では、小学校のころは全く問題がみられず、中学校になって問題行動が顕在化したという状況もあった。

●分析5-2

- ・教育相談連絡会は、不登校対策や教育相談事業として一定の成果をあげている。しかし学校によっては、よりきめ細かい連絡会を実施する必要がある。
- ・学校間の情報をつなぐ連携強化、管理職からの相談、管理職に対して適切な指導助言等を継続的に行うことができれば、問題行動の未然防止や不登校対策に極めて効果を発揮することが期待できる。
- ・同じ市立学校であるにも関わらず十分な連携、情報共有の体制ができていないことは、小学校と中学校の教員の生徒指導に対する意識の違いに起因するものと考えられる。改めて、情報共有の内容・方法等、連携の在り方を検討する必要がある。

(3) 家庭・学校・行政の連携

- ・子供たちや家庭の状況は、庁内関係課が所管する業務に応じて、情報を所有している。情報は必要に応じて関係各課で共有され、学校への情報提供も行っている。
- ・日常的な業務の中で関係各課が、調査や依頼等、各学校と連携しながら業務を行っている。児童生徒の虐待に関しては、子育て支援課が児童相談所と連

携してきめ細かい対応を行っている。保育園の入園に関しては、保育課が所管し、その中で、子育てや育児に関して保護者の相談に応じている。健康推進課では乳幼児の健康診断を通して、発達上の課題の確認や保護者の相談に応じている。社会福祉課では生活保護等の相談に応じている。

●分析5－3

- ・関係各課が連携しながら全庁的な視野に立ち、家庭と行政を結ぶ相談体制を構築することは、保護者のサポートにつながる。

(4) 家庭・学校・地域・警察の連携

- ・児童生徒の健全育成を図ることを目的に学校警察連絡協議会が設置されている。また、校舎内外の見回り活動や非行問題への対応など、学校と警察との橋渡しを行うスクールサポーターが派遣されている学校もある。
- ・当該生徒に関する学校外での補導・指導について、逐一学校に情報が入る体制は確立されていない。
- ・「加害者の身柄確保に関する情報」「加害者の逮捕に関する情報」等については、警察から校長に一報が入り、校長が教育委員会に報告する流れになっている。

●分析5－4

- ・日常の連携と問題が発生した際の連携は実質的なものでなければならない。違法行為を繰り返す子供の立ち直りや、犯罪被害に遭うおそれがある子供を守るために、家庭・学校・地域・警察が一体となった指導や支援を行うことが大切である。
- ・警察との連携の中で、どの時点で警察の協力を依頼するかは、速やかな問題解決に大きく関係する。
- ・近年、子供が関係する問題行動の質は多様化・深刻化している。その中で学校ができる対応には限界がある。

(5) 家庭・学校・地域・関係機関の連携

- ・在校時の問題行動により、保護司の保護観察のもとで、更生を図るため遵守事項についての指導を受けていた生徒に対して、教職員が共通理解のもとで指導にあたっている。
- ・教育委員会では、日頃から子育て支援課を窓口として、児童相談所との連携を深めている。要保護児童対策地域協議会への積極的な情報提供を行っている。

- ・生徒の情報は、「いじめ問題対策連絡協議会」「いじめ問題調査審議会」にて共有し、いじめを含めて生徒の問題行動への対応策を協議する機会を設けている。
- ・青少年健全育成のために「青少年問題協議会」「青少年育成東松山市民会議」を設け、健全育成に向けて「中高生ボランティア活動」や非行防止に向けて「愛の一声運動」「環境美化活動」等を実施している。

●分析 5－5

- ・成育歴や家庭環境が複雑で課題を抱える生徒の指導には、関係機関との連携が不可欠である。また、希薄な連携では問題解決を長引かせることになる。
- ・子供を取り巻く多くの関係機関の連携が十分に機能していない状況がある。問題行動を起こす生徒が卒業生と関わることにより、行動範囲が広がったり問題が深刻化したる状況につながっている。SNSの急激な進化は、その状況を助長するところになっている。今後、関係機関ごとの連携した取組は、一層必要となっている。

(6) 連携の中心としての学校の役割

- ・児童生徒の問題行動や不登校の背景には、子供たちを取り巻く環境が複雑に絡み合っている。家庭の状況や児童生徒本人、更には病理性によるもの等、その兆候は複雑化している。このようなことから、関係機関との連携に関しては、「誰が」「どのように」進めていくべきかの共通理解が不十分であることは否めない。
- ・学校だけで解決困難な場合も多く、学校内で対応できるものなのか、地域や関係機関等の協力を得ていくものなのか、更には専門機関に対応を委ねる必要があるものなのか、迅速かつ判断することは難しい場面も多い。
- ・SCやSSWは、児童生徒や保護者に対して、学校（担当者）が中心となって連携を図り、きめ細かい相談活動を行っている。

●分析 5－6

- ・学校が地域や関係機関と十分連携をしていくためには、全体の中で連携をコーディネートすることが大切である。そのためには、学校や教育委員会が核となり、連携を進めていくことが大切である。
- ・学校や関係機関等の役割や業務内容を正しく理解した上で、それぞれが自らの役割を自覚しながら連携することが大切である。
- ・SCやSSWを有効に活用していくことが大切である。

《体験談聴講》（平成29年1月23日 第8回検証委員会）

- ・多感な時期の子供たちは、自分自身のこと、友達のこと、家族のこと等、多くのことに悩み、不安を抱えながら生活している。同時に、周囲の先輩や友達、マスメディアから入ってくる情報に様々な興味をもちながら生活している。
- ・このような時期の子供の心情を十分理解し、寄り添っていくことが、再発防止策を考える上で不可欠である。
- ・不良グループに詳しく、少年の気持ちがわかる大人の体験談には、再発防止のヒントが隠されている。

【資料】 講話「子供のためにできること」より

- ・自分自身、中学生時代は悪いこともしたけれど、「それ以上を超えない」人間であったと思っている。
- ・かつての不良グループと、今の不良グループは少し違うのではないか。
- ・学生るとき、暴走族の対面式、いわゆる「オーディション」に呼ばれたことがある。
- ・そこでは「タイマン勝負」が行われていた。それを見たが、気持ちを思いとどめた。
- ・そのことを親に伝えたら、ひどく殴られた。それが暴走族に入ることを思い留める大きなターニングポイントになった。
- ・不良グループに入るきっかけとは、「自分にその気がなくても、周りに流されて・・・」というケースが多いのではないか。
- ・そこで、事件の責任の全てを学校教育にというのはちがうと思う。やはり「家庭教育」ではないか。
- ・警察も「枠を超えてやってほしいな」と思うところもある。
- ・愛のムチも時には必要なのではと思うのだが・・・。息子が「お父さんに殴られるときは、よほど悪いことをしたときだ」と思っていると感じる。
- ・中学時代の先生による導き方は重要だと思う。
- ・同時に、生徒が生徒を導く。生徒同士の連携が大切だと感じた。
- ・自分の息子に「今回の事件をどう思うのだ。」と聞いても何も答えない。そこから感じたのは「生徒が生徒を助けるという想い」があったからなのではないかということ。
- ・今回の事件に関わってしまう可能性のある生徒は他にもいた。しかし、彼らが最終的に関わらなかったのは、親の教育がしっかりしていたからである。
- ・①学校教育、②周囲(地域)、③自治体が「三位一体」となっていれば、そのうちのどれかがフィルターになっていたのではないかと感じる。
- ・体罰ではなく、信頼関係に立った上での「体教」という視点でどうか。
- ・今は、突出して悪いことをするという生徒はいなく、どの子も中間的なポジションにいて、わかりにくい。だからこそ、先の三位一体がフィルターになるのではないか。
- ・今回の事件は「親の育児放棄」だと感じる。そうした親への対応を行政に求めるのは酷かもしれないが、そのような親への対応を考えていく必要があるのではないか。具体的には「行政が預かって・・・」等も考えられる。

Ⅲ 事実の積み重ねから見えてきた課題

本事件に関しては、具体的な情報が少ない中、インターネットやSNSによる様々な情報が飛び交った。何が事実で何が噂なのか。事の真偽について関係者からの聞き取りを中心に、事実の確認を行ってきた。

本事件は、長期休業中の出来事であること、プライバシーに関する家庭内の状況を把握すること等、事実を確認する上で多くの時間を要した。また、中学生が逮捕されたことや、被害者及び加害者の家族のプライバシーの配慮の必要性から、事実確認に慎重を極めた。

このような状況の中での事実を確認し積み重ねてきたことは、検証委員それぞれが、これまでの自身で担当する業務や担当課が所管する事業を振り返るきっかけとなった。一人一人が「誰か」が「どこか」で「何か」当該保護者や生徒へのサポートができたのではないかを自問している。

課題1 家庭への支援

- (1) 親が保護者としての自覚をもち、子供の成長を第一に考えた子育てを行いながら子供と一緒に成長するための支援。

課題2 学校での指導

- (1) 生徒指導体制の見直しと、生徒一人一人に寄り添った指導。
- (2) 生徒が生きる力を育み確かな学力を身に付けるための魅力ある授業と生徒の学ぶ意欲の高揚。
- (3) 生徒の問題行動や学校間の生徒指導情報をつなぎ、学校を支援していくための教育委員会事務局の指導体制の強化。

課題3 地域との連携

- (1) 児童生徒の健全育成と健やかな成長を支えるための地域の取組。

課題4 関係機関との連携

- (1) 子供を取り巻く多くの関係機関（行政・警察・児童相談所・医療機関等）が連携を強固なものにし、それぞれの立場でできる再発防止に向けた取組。

課題5 全体で考えていくべきこと

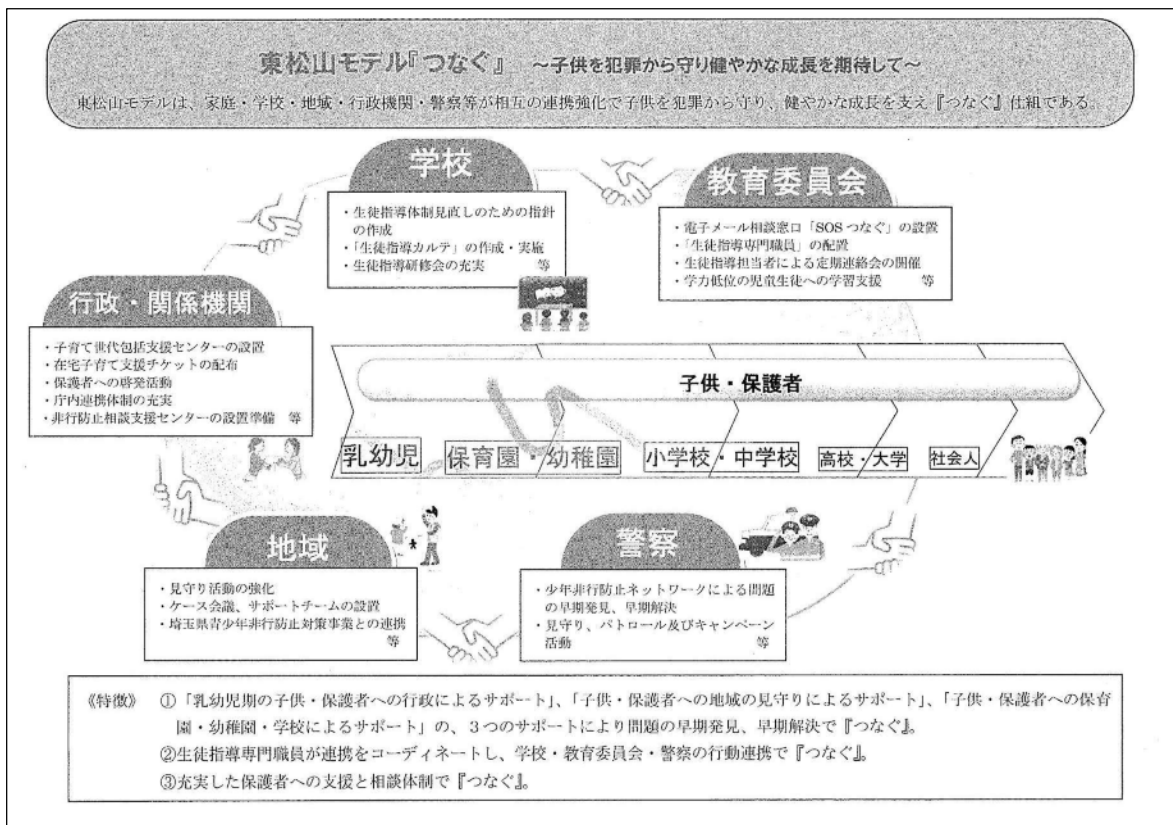
- (1) 家庭や子供の変化に気づき、社会全体で子供を育てていこうとする意識と子供の居場所づくり。

IV 再発防止策 提言【東松山モデル『つなぐ』】

東松山市地内発生の子供死亡事件に係る検証委員会は、これまでの検証を踏まえ、ここに再発防止策として【東松山モデル『つなぐ』】を提言する。

検証委員会は事実の確認を行う中で、子供と保護者へのサポート体制についての検証を行った。その中で、各組織が子供と保護者へ実施するサポートを有機的に関連させて「つなぐ」ことができれば、切れ目のない支援になることが明らかになった。

【東松山モデル『つなぐ』】は、各機関や各機関で行うサポートをつなぎ、子供たちに関わる大人としてできることを総合的に集約したものである。内容に示す改善策をもとに、家庭、学校、地域、警察、行政・関係機関が十分に連携し、それぞれの立場でできる具体的な施策をつないでいくことを期待する。



【つなぐ1：家庭】

(1) 保護者への支援

すぐに始める取組（すでに取り組をはじめていること）

- ①チェックシート『大丈夫?』の作成・配布 資料1 (P47)
 - ・保護者が子供の状況を把握するためのチェックリストを作成し、定期的に調査を行い、問題行動の早期発見・早期解決につなげる。
- ②「子育て対応マニュアル」の作成・配布 資料2 (P48)
 - ・保護者が子供の変化を感じた場合の対処方法を記載したマニュアルを作成し、学校その他の公共施設に設置し市民に幅広く紹介する。

今後新たに実施する取組（強化する取組を含む）

- ①東松山子育て世代包括支援センター（仮称）の設置
 - ・若年、経済的問題、妊婦健診未受診、精神疾患等を把握し、母親や家庭に対する一層の支援強化を図る。そこを起点として、継続的な支援ファイルを作成し、行政⇒幼稚園・保育園⇒小学校⇒中学校とつなげていくことは、子供や保護者を見守る上で極めて有効な手段になる。そこで、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的相談支援を実施する。
- ②在宅子育て支援チケットの配布
 - ・家庭で子育てをしている保護者の育児負担を軽減するため、子育て支援サービスを無料で利用できる「チケット」の配布事業を行う。

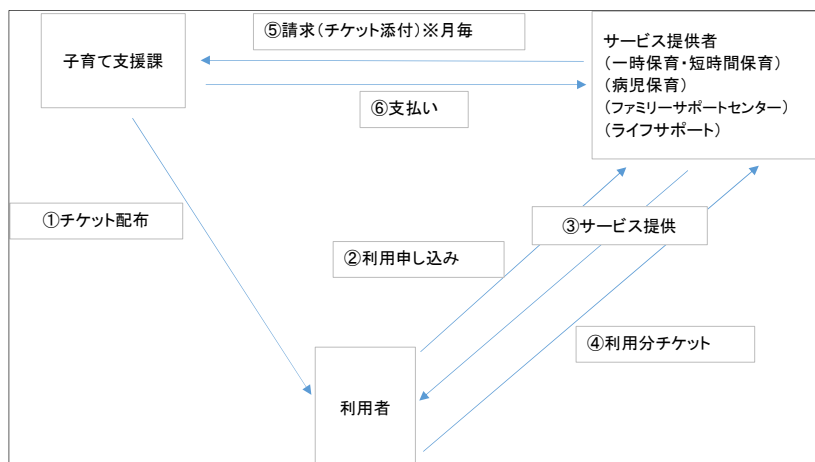
在宅子育て支援事業（チケット配布事業）（案）

在宅子育て家庭の育児負担軽減を目的に、子育て支援サービスを無料で利用できるチケットを配布

○対象：家庭で保育している保護者

○サービス：一時保育・短時間保育・病児保育・ファミリーサポートセンター・ライフサポート

○チケット：10枚綴り ○有効期限：1年間



③親の不安や悩みの軽減するためのパンフレットの作成・配布

- ・親の子育ての負担軽減を図るため、子育てに関する年齢ごとの支援策や相談機関の一覧表をA3版1枚にまとめたパンフレットを作成し、各家庭へ配布する。

④保護者同士の横のつながりをつけるための、子育て講習会、談話会の開催

- ・親の子育てについての不安や悩みを解消するため、子供の年代に応じた子育て講習会や談話会を開催する。

【つなぐ2：学校】

(1) 生徒指導体制の見直し

すぐに始める取組（すでに取組をはじめていること）

①生徒指導体制の見直しのための指針の作成

- ・生徒指導指針の中で、望ましい生徒指導体制の在り方を示し、それに沿って全ての小中学校が、生徒指導体制を見直す。生徒指導主任で構成する市教育研究会生徒指導部会で、情報交換を行い、常に継続した見直しを行う。

②生徒指導チェックリストの作成

資料3 (P49)

- ・教職員が児童生徒の状況を把握するためのチェックリストを作成し、定期的に調査を行い、問題行動の早期発見・早期解決を図る。

③学校相談室の活用の充実

資料4 (P50)

- ・相談員が相談室に待機するだけでなく、積極的に教室を訪問しながら生徒の様子を見守り、生徒がよりよく学校生活を送れるよう支援する体制を整える。

④生徒指導カルテの作成・実施（小・中学校共通様式）

資料5 (P51)

- ・小学校と中学校との情報の円滑な引継ぎにおいて、それぞれの教職員の生徒指導に関する視点をより近づけるための取組を進める。同時に、より具体的で詳細な内容を共有するための「生徒指導カルテ」を作成し、継続的な指導・支援を行う。

⑤生徒指導研修会の実施

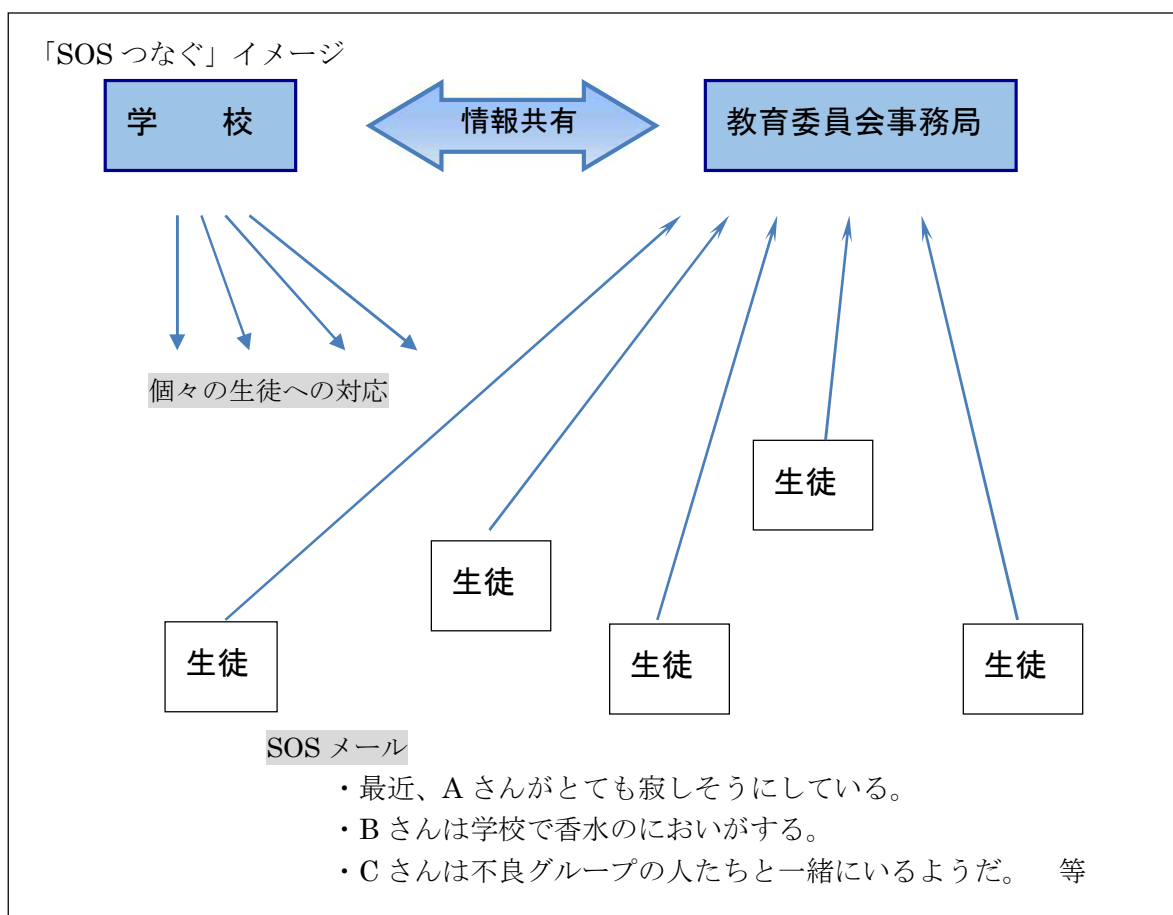
- ・各学校で行われる生徒指導研修会に、教育委員会事務局職員を派遣し、研修会の運営をサポートしたり指導助言を行ったりする。また、中学校区を基準にして、小中学校の教職員が合同で研修を行う。情報共有しながら、意見交換や事例研修等を行うことで教職員間の人間関係を深め、より円滑な連携を図る。

今後新たに実施する取組（強化する取組を含む）

①電子メール相談窓口「SOS つなぐ」（仮称）の設置

- ・生徒の意見を聴き、生徒や学校の変化に早期に気づくことを目的として、電子

メールで心配事や悩み事を相談できる「SOS つなぐ」を設置する。自分自身の不安を相談したり、友達の異変を察知したりして投稿する。その情報に基づき教育委員会と学校とで連携し、課題解決にあたる仕組みは、多くの生徒がスマートフォンをもつ今、最も身近な相談窓口になる。



(2) 学ぶ意欲と学力の向上

すぐに始める取組（すでに取組をはじめていること）

① 「不登校に関する研究推進委員会報告」の計画的運用

資料 6 (P52)

- ・不登校児童生徒を出さないために、長期欠席傾向のある児童生徒、保護者や家庭に何らかの課題があると考えられる児童生徒に対して、教職員が周囲の情報に敏感になるとともに、欠席の状況を的確に把握することが必要である。「不登校初期対応指針」に沿った取り組みを進める。また、本市で平成27年度から立ち上げた「不登校に関する対策推進委員会」作成の「保護者向けリーフレット」を配布し、不登校の悩みを軽減し、子供の健やかな成長へとつなげていく。

②ノーゲームデーの実施

資料 7 (P56)

- ・毎月第2、第4水曜日を「ノーゲームデー」とし、テレビやスマートフォン、携帯電話やゲーム機から離れ、家庭学習、本、家族等とふれあうことの大切さを見直す機会としている。電子メディアの使用を否定するのではなく、「使い方」を家族で話し合う契機になることも期待して、積極的な運用を進める。

③学力低位の児童生徒への学習支援

- ・学力低位の児童生徒が、学習意欲を高め、学ぶことの魅力を味わうためには、個々の児童生徒の状況を見極め、きめ細かい指導を続けることが必要である。そこで、長期休業中の補充学習、相談室を利用した個別指導、能力に応じた学習プリント等、着実な知識の積み重ねを図る。
- ・知識・技能は繰り返しのドリル学習で定着させることができる内容も多く、家庭と連携した徹底した指導・支援が必要である。家庭と十分に協力して、宿題の時間を確保する、時間を決めて家庭学習を行う、休日に行う部活動の一部を復習の時間とする、友達とともに自主学習を行う等、「学ぶ場」を確保することを、「東松山版 家庭学習のすすめ」により、呼びかけていく。
- ・加配教員によるチームティーチングの指導方法を見直し、PDCAのサイクルで指導方法の工夫改善を推進する。その際、市費による少人数教育のための臨時職員（すにいかあ教員）と連携して、きめ細かい指導を行う。チームティーチングの際の役割を明確にし、指導の際の分担や資料準備など、事前の打ち合わせの時間を確保し、計画的な指導を行う。

④東松山市学習支援教室に関する情報提供

- ・中学生・高校生を対象に無料の学習教室を開催している。経済的な理由により学習塾に通えない中学生・高校生を対象として、学習ボランティアや退職教職員等が個別指導を行っている。学ぶ意欲や、学習習慣の定着、基礎学力の向上を支援する。また、学校生活や進路、将来の悩みを相談する場としても、中学生・高校生の大きな支えにもなる。

今後新たに実施する取組（強化する取組を含む）

①道徳教育・命の教育の更なる充実

- ・「命」をテーマとした、道徳の授業を全小中学校で一斉に行う。そのための資料を作成し全校に配布する。
- ・「命」に関する体験活動として、「赤ちゃん抱っこ体験」を全中学校で実施する。そのために、PTAや地域の母親、行政機関と連携を図る。

(3) 教育委員会事務局の指導体制の強化

すぐに始める取組（すでに取組をはじめていること）

①「生徒指導専門職員」の配置

- ・学校間や異校種間をつなぎ、最新の情報を共有するための窓口として生徒指導の専門職員を配置する。各学校の管理職へ指導助言を行ったり、必要に応じてSCやSSWと連携して児童生徒に対して直接指導したり、学校を支援する。

生徒指導専門職員の主な業務

- ①全小中学校を巡回し、各校の生徒指導上の課題や具体的な対応策を把握し、他校へ情報提供する。
- ②学校の生徒指導体制や問題行動への対応について指導助言を行う。
- ③管理職から相談を受け、適切なアドバイスを行う。
- ④各校が抱える問題行動に対して、継続的な指導・支援を行う。
- ⑤各学校が問題を抱えすぎないように巡回を行い、状況に応じて、警察等の関係機関へ情報提供する。
- ⑥「東松山地区少年非行防止ネットワーク」会議に参加し、警察、他町、関係機関との連携を行う。
- ⑦児童・生徒の問題行動について、保護者からの相談を受ける。 等

②学校の生徒指導担当と教育委員会の生徒指導担当による定期連絡会の開催

- ・平常時に行う定期の連絡会（学期1回程度）と緊急時に行う臨時連絡会がある。問題行動が発生した際の対応策を検討したり警察や関係機関との連携体制を確認したりする等、速やかな対応を行う。その際、生徒指導専門職員と生徒指導担当指導主事がコーディネーターとなり、連絡会の円滑な進行を図り、連携をより強固なものにする。

③地域と連携した「あいさつ運動」の実施拡大

- ・日頃、各学校で実施している「あいさつ運動」を、重点期間を決めて集中的に取り組んだり、実施する団体それぞれが取組の期間を定め分散して長期間取り組んだり、計画的に「あいさつ運動」を行えるよう学校を支援する。

今後新たに実施する取組（強化する取組を含む）

①地域見守り活動の強化

- ・地域の見守り活動に携わるお年寄りの力を安心安全と青少年の健全育成につなげることは、高齢化社会の今、極めて有効な教育力である。そこで、学校が核となり、学校と見守りボランティアとの連携体制の構築や定期的な意見交換の実施等、学校を支援する。

②コミュニティースクールの導入

- ・「地域とともにある学校づくり」のために、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、子供たちの豊かな成長を支えていく、コミュニティースクールの導入を積極的に検討する。

【つなぐ3：地域】

(1) 地域との連携

すぐに始める取組（すでに取り組をはじめていること）

①愛の一声運動（青少年非行防止パトロール活動）の推進

- ・愛の一声運動（青少年非行防止パトロール活動）を強化し、これまで以上に中学生の参加を呼び掛ける。自ら声を出しながらボランティア体験を行うことで、人と関わることの大切さに気づかせ、非行防止につながる豊かな心を育成する。また、この運動を発展させ、中学校区を基準に、PTA が連携し、保護者や地域住民を巻き込んだ「あいさつ運動」を定期的実施していく。コミュニティーを活性化させ、住民が一体となった地域づくりを行う。

②ケース会議・サポートチームの設置

- ・日頃から学校が核となり、民生委員・主任児童委員、警察、行政、地域住民との円滑な連携のもと、速やかなサポートチーム発足やケース会議を実施する。

③インターネット利用に関する啓発

- ・「青少年の非行・被害防止特別強化月間におけるキャンペーン」（社会を明るくする運動）として、啓発用のクリアファイルの配布や、身の回りのメディアとどのように付き合っていくのかについて、積極的に啓発活動を行う。

④子ども安全見守り講座の実施

- ・埼玉県「ネットアドバイザー」と連携し、小・中学生、高校生の保護者、青少年健全育成に関わる人を対象に、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等の危険性と保護者の役割について理解を促し、意識を高める取組を進める。

今後新たに実施する取組（強化する取組を含む）

①埼玉県青少年非行防止対策事業と連携した取組

- ・埼玉県の青少年非行防止対策事業と連携し、非行のおそれのある少年を早期に発見してその非行を防ぐため、地域の幅広い人材による、非行防止パトロールを行う。

②地域連携による取組

- ・子育て家庭の孤立を防止するため、親子が集まり自由に交流できる場として地域子育て支援拠点や子育てサークルへの支援を充実させる。

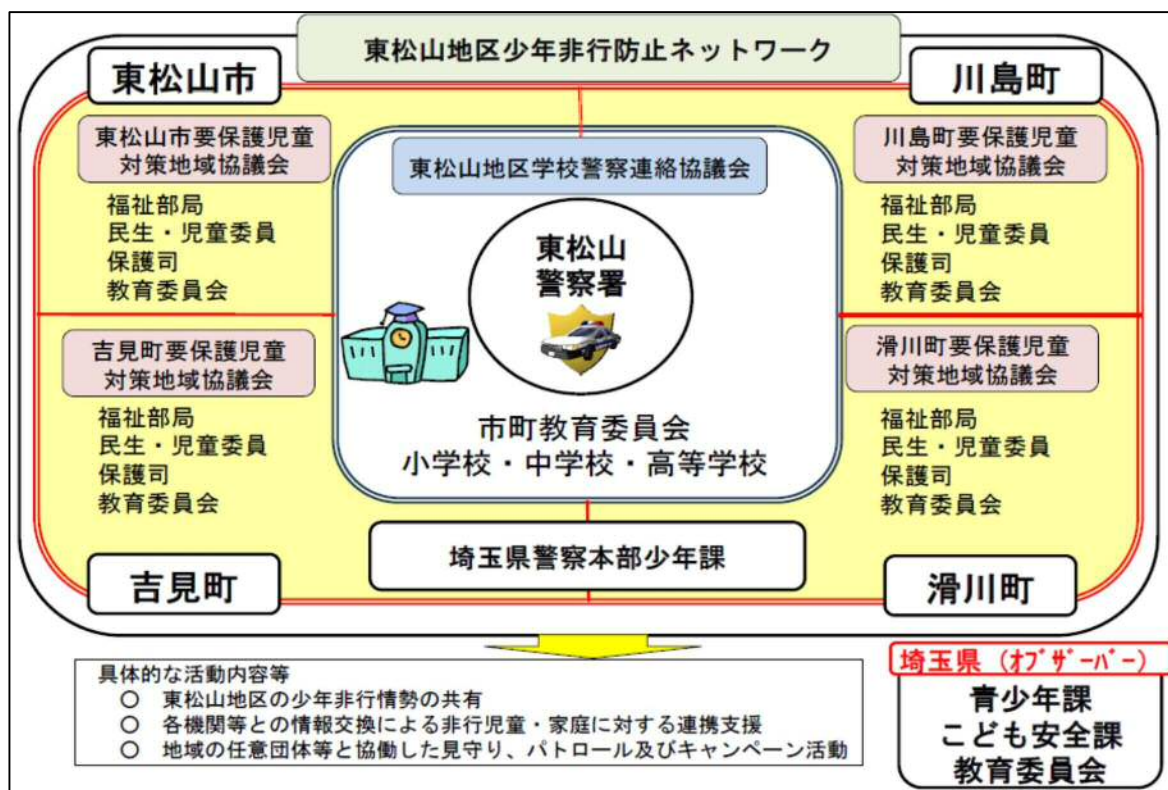
【つなぐ4：関係機関】

(1) 子供を取り巻く関係機関の役割

すぐに始める取組（すでに取組をはじめていること）

①地域のネットワーク活動の推進

- ・東松山地区少年非行防止ネットワークの機能を有効に活用し、学校、教育委員会、行政機関、警察等がもつ情報を有機的に関連させ、最新の情報を共有・管理しながら具体的な対応を協議し、問題の早期発見、早期解決につなげる。



今後新たに実施する取組（強化する取組を含む）

①庁内連携体制の充実

- ・庁内関係課に入るDVや生活保護、その他様々な悩み事に関する相談において、非行の兆候が感じ取れるような内容があった場合には、まず、庁内関係課で情報を共有し、次に、関係機関と情報共有しながら、速やかに課題解決の方策を

検討し、必要なサポートを提供する仕組みを構築する。

【つなぐ5：社会全体】

(1) 社会全体で子供を育てる

すぐに始める取組（すでに取り組をはじめていること）

① 保護者への啓発

- ・単に生活を営むだけの「居場所」ではなく、生きがいをもって安心して生活ができる「心の居場所」をもてるよう、子供や家庭を支援していくための方策の検討を進める。
- ・不良グループに関わることの危険性（勧誘されること、あまい言葉、グループから抜けられないこと、反社会的な集団であること、一生に関わる問題であること等）について、子供の幼少期から親への啓発活動を行う。

※（「中学校の入学説明会の際、保護者や児童を対象にして啓発講演会を実施する」「小学校の入学説明会の際、保護者を対象にして啓発講演会や親の学習を実施する」「乳幼児健診の際、保護者を対象にして啓発講演会や親の学習を実施する」等）

今後新たに実施する取組（強化する取組を含む）

① 「非行防止相談支援センター」の設置準備

- ・子供のSOSを受け止める場所を提供するために、全市的に対応することができる、市独自の「非行防止相談支援センター」の設置を検討する。
- ・学校や地域の地元住民が主導となり、父親の子育てへの積極的参加を目的とした組織の設置を検討する。

V まとめ

今回の事件は教育関係者のみならず多くの人々に不安を与えた。被害者が16歳の少年であったこと、加害者の中に中学生がいたこと、一連の不良グループの動き、様々な憶測とインターネットを通じての加害家族への誹謗中傷。多くの人々が胸を痛み、二度とこのような事件が繰り返されることのないよう願ってきた。

検証委員会は再発防止のため、①家庭内の状況、②学校の状況 ③生命尊重・人権尊重の教育、④地域とのつながり、⑤関係機関との連携 の、5つの視点で事実の確認を行い、検証と分析を進めてきた。その中から、再発防止のための具体的な方策を【東松山モデル『つなぐ』】として提言した。

本モデルは完成されたものではない。この中で、既に動き出しているものもある。一方、今後、庁内の組織を束ね具体的に対策を進めていかなければならないものもある。本モデルをもとに、子供を取り巻く関係機関が主体となって、再発防止の取組が進むことを心から願うものである。今後も、引き続き学校と教育委員会をはじめ、関係機関が連携し議論を深めながら、子供の安心できる居場所づくりを考えていく必要がある。

再発防止に向けた取組は、制度や仕組みの設置・改善が目的ではない。子供を取り巻く一人一人の大人が二度とこのようなことを起させないということの自覚をもって、適切に再発防止策を運用していくことである。

その出発点に、私たちは立っている。

《資料編》

資料 1	「チェックシート『大丈夫?』」	P47
資料 2	「子育て対応マニュアル」	P48
資料 3	「生徒指導チェックリスト」	P49
資料 4	「相談室利用計画」	P50
資料 5	「生徒指導カルテ」	P51
資料 6	「不登校初期対応指針」	P52
資料 7	「ノーゲームデー」ポスター	P56
資料 8	東松山市地内発生 of 少年死亡事件に係る検証委員会設置要綱		P57

チェックシート「大丈夫？」

あなたのお子さんは大丈夫？

うちの子に限って……

家庭生活
の様子

朝の様子

- 朝起こすのに苦労する。
- 目を見てあいさつができない。
- 身支度に時間がかかる。
- いつもと違う匂いがする。
- 朝食を食べない。

- 学校での出来事を話さなくなる。
- 友達の話をしなくなる。
- 携帯電話をいつも気にしている。
- 行き先を言わずに遊びに行くようになる。
- 門限を守らなくなる。
- 夜遅くまで起きている。
- 嘘をつく。
- イライラしている。
- 夜遅く出かける。

学校生活
の様子

- 「学校がつまらない。」と言いはじめる。
- 勉強への意欲や成績が落ちてくる。
- 友達や先生の悪口を言う。
- 「むかつく」「うざい」など言葉遣いが悪くなる。
- 部活動や校外活動(スポーツ・習い事)を休むようになる。



5項目以上 チェックが入り、
不安になったら・・・早めに相談を！
まずは 学校へ相談！！

平成29年2月 東松山市教育委員会

子育て対応マニュアル

子供を信じて 愛情持って 時には厳しく ダメなものはダメ

朝の様子

①規則正しい生活習慣

- ・気持ちよく1日のスタートが切れるよう、笑顔で子供の目を見て朝のあいさつをしましょう。

②子供の変化を見逃さない

- ・朝は、忙しいところですが、子供の様子をしっかり見ましょう。表情、顔色、顔つきのチェックも。
- ・気づいた変化は、必ず言葉に出して伝えましょう。
- ・わがまま 自分勝手 「ダメなものはダメ」です。

家庭生活の様子

①嘘をつく原因の1つは「しつけ」と言われています。

- ・甘やかしすぎ 厳しすぎ 放任すぎ 等 もう一度見直してみましょう。

②忙しいからと言って、面倒がらない。

- ・根気よく、会話を。子どもは、親から認めてもらいたいのです。話をしたいのです。
- ・心配に思ったら、「あなたのことが心配」と伝えましょう。

③家族で協力する。

- ・母性的な愛情と父性的な厳しさをうまく使い分けましょう。

学校生活の様子

①勉強する意味を教えましょう。

- ・「なぜやらないの!」「終わるまでは、おやつなし!!」など一方的なマイナスことばではなく、子供の本心を聞いてください。
- ・「おにいちゃんは、できたよ」「〇〇さんは、すごいね」など、人と比較することばは子供の心を傷つけます。

②学校の先生方に相談

- ・一人で悩まない。困ったら、相談しましょう。

③褒めて伸ばす。

- ・家庭や学校で、良いことをした。やる気が出た。約束を守った。何でもいいから、プラスの行動をしたときに、たくさん褒めましょう。たっぷり愛情をもって接しましょう。

平成29年2月 東松山市教育委員会

資料 3

生徒指導チェックリスト

学年		クラス		氏名		評価者	
----	--	-----	--	----	--	-----	--

No.	設問	1学期	2学期	3学期
1	家庭において大きな変化(親の離婚、家族の離散、転校、引っ越し等)を経験している。			
2	家庭からの相談を受けている。			
3	学校行事や部活動への不参加が顕著である。			
4	遅刻や早退が繰り返し見られる。(週2日程度)			
5	登校時の服装に乱れがある。			
6	急激な学力の低下が見られる。			
7	教職員の指導に対して、批判的な行動や態度が見られる。			
8	児童・生徒の指導について、保護者の協力が得られない。			
★	校外での非行行動が報告されている。			
★	校内での喫煙、暴力、恐喝等の非行行動が見られる。			
合計				

評価	
1～3	要観察。担任による経過の観察。
4～5	要注意。担任が中心となり学校から本人、保護者に対する積極的な指導。
6～8(★)	要対策。学校、行政、地域での対応を検討。
★	要連携対策。非行防止ネットワークによる総合的な対応の検討。

東松山市教育委員会

資料4

中学校相談室利用計画

東松山市教育委員会

1. 目標

- ① 不登校生徒増加「0」を目指す。
- ② 支援が必要な生徒に適切かつ迅速に対応する。

2. 相談員の仕事

- ① 生徒の相談に応じる。(休み時間、昼休み)
- ② 生徒の普段の様子を把握する。
- ③ スクールカウンセラーのカウンセリング予約の窓口になる。
 カウンセリングを必要とする保護者にスクールカウンセラーを紹介する。
- ④ 各担任、養護教諭と連携協力する。
- ⑤ 相談室登校生徒への支援を行う。
- ⑥ 市立総合教育センターへ通っている生徒の状況を把握する。
- ⑦ 長欠生徒の家庭訪問、電話連絡等を行う。
- ⑧ 相談室だよりを発行する。
- ⑨ 校区の小学校に出向き、児童の様子を観察する、児童の相談を受ける、中学校の様子を話す等、小学校と中学校の橋渡しをする。

3. 相談室登校

- ① 相談室登校は、教室へ戻るためのステップとする。
- ② 生徒が教室へ戻るために、学習環境を整えたり、カウンセリングを行ったりする。
- ③ 担任やクラスの生徒との関係づくりの一環として、行事にはできる限り参加あるいは見学させる。
- ④ 相談室開室時間に登校し、下校する。給食をクラスで食べることをスモールステップの最終段階とするが、その前段階として相談室で相談員と一緒に食べる場合もある。

《開室日時》

- * スクールカウンセラー (: ~ :) 月2回程度
- * 学校相談員 月曜日～金曜日 (: ~ :)

《場所》

《使い方》

- * 休み時間、昼休みなど直接来室する。
- * 電話で相談する。 ○○-○○○○ (相談室へ直通)
- * 保護者の方だけの利用も可能

資料5

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
クラス									
担任									
欠席日数	/	/	/	/	/	/	/	/	/

東松山市児童・生徒指導カルテ 東松山市教育委員会 取扱注意

氏名 <small>ふりがな</small>		性別	男・女	小学校名	
				中学校名	
住所	東松山市			【家族構成】（ <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 本人は二重） (例)	
連絡先				<input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/> ——— ◎	
【指導記録】 年 月 日					

不登校初期対応指針

平成 27 年 3 月 東松山市教育委員会

本 人	学 校
<p style="text-align: center;">普段の学校生活</p> <p style="text-align: center;">～心や体の変化～</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 表情が暗い <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 遅刻、早退が多い <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い <input type="checkbox"/> 理由なく担任のそばに いることが多い <input type="checkbox"/> 提出物が出なくなる 	<p style="text-align: center;">留 意 事 項</p> <p>☆心の居場所、絆づくりとしての学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめや暴力行為を許さない学級づくり、学校の雰囲気づくり ・学業不振を原因とする不登校の防止（わかる、楽しい授業） ・心の教育の充実（道徳、体験活動、学校行事等） <p style="text-align: center;">児童生徒理解・予防対応</p> <p>☆観察、声掛け、面談等による予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表情の変化、生活面の変化、遅刻、早退、欠席等に敏感に ・小さな変化に気づいたときは教職員間で情報を交換し、予兆の早期発見に努めること
<p style="text-align: center;">授業日1日欠席</p> <p>※欠席理由が漠然とした <u>体調不良、腹痛等、不詳の場合</u></p> <p style="text-align: center;">～考えられる背景～</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学業不振 ● 本人の特性 ● 友人関係 ● いじめ ● 怠学 ● 非行傾向 ● 部活動不適應 ● 教師との関係 ● 家庭環境 等 	<p style="text-align: center;">家庭に電話連絡</p> <p>※担任は必ず電話連絡（できるだけ早い時間に）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任不在の場合は副担任、学年主任が電話連絡を入れる ・保護者、本人から話を聞く ・中学校では教科担当、部活顧問からも様子について聞く <p style="text-align: center;">学年主任に相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導担当、教育相談担当、 養護教諭、主幹教諭等に相談 ・教頭、校長に報告 <p style="text-align: center;">状 況 把 握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人からの情報（電話・面談） ・級友からの情報（観察・面談） ・教職員からの情報 （同学年、前担任、養護教諭、相談員、部活動顧問等から聞き取り） <p>（※状況に応じて、2日目以降の実施とする場合もある）</p>

対応策協議

状況に応じて実施

- ・ 学年会
- ・ 生徒指導部会
- ・ 教育相談部会

授業日2日連続欠席

※風邪などの病気欠席の中にも不登校の兆候があるかもしれないと考えてみる

- 先生の電話連絡等を受けることで安心感を与える

家庭に電話連絡

- ・保護者と話し、可能であれば本人と話したい旨申し出る
- ・保護者との話、本人の様子について生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、主幹教諭等に報告
- ・不登校が疑われる場合は教頭、校長に報告

授業日3日連続欠席

- 先生の訪問を受けることで安心感を与える

家庭訪問

- ・保護者、本人と話し、安心感を与え、一緒に考えましょうという姿勢を伝える
- ・内容について、関係する職員に報告

一カ月のうち、7日以上 の連続・断続的欠席

ケース会議実施

学級担任、学年主任、主幹教諭、養護教諭、生徒指導担当、教育相談担当、校長、教頭、スクールカウンセラー、学校相談員、スクールソーシャルワーカー等

指導方針と体制の確立（役割分担・行動連携）

- ・担当が一人で抱え込まず、組織として対応できるようにする（本人・保護者に対する指導）
- ・指導方針は本人の状態や状況を踏まえ千差万別となるので、柔軟に対応する

継続した支援・指導

- ・職員会議等を通じて、本人、保護者の状況や指導方針について教職員全員が状況を把握する
- ・状況に応じてケース会議を再度開催する
- ・東松山市立総合教育センターとの連携（カウンセリング、ふれあい教室等）を図る

留意事項

- ・普段から児童生徒の様子を観察し、変化に気がつくことができるように心がけること。
- ・不登校の原因は特定できない場合も多い。原因探しにとらわれることなく、学校と家庭が連携をとって進めていくこと。
- ・不登校は本人だけでなく、保護者も子育てに悩んでいる場合が多い。保護者の心情に寄り添い、児童生徒のために、一緒に考えていきましょうという姿勢を大切にすること。
- ・適切な登校刺激を与えることは、登校へのきっかけとなることもある。しかし、拒否反応がみられるときは、逆効果となる場合もあるので、個々のケースに応じて柔軟に対応すること。
- ・対応の記録を残し、次年度へと引き継ぎが確実にできるようにすること。

平成28年6月1日

保護者向けリーフレット

不登校をともに考えましょう

東松山市教育委員会教育長 中村 幸一

本市では、不登校対策を重要な課題として位置づけ、「不登校に関する対策推進委員会」を立ち上げ様々な角度からの支援を検討しております。このリーフレットもその取組の1つで、すべての保護者の皆様に配布させていただきました。

さて、不登校は、どの家庭でも、どの子にも起こりうる問題として捉えておりますが、むやみに不登校の問題が取りざたされており、子どもたちや保護者の不安を一層煽っている感もありあます。そんな中、わが子が「学校に行きたがらない。」「行こうと思っても、朝になると体の調子が悪くなる。」このような状態が、頻繁にでてくると親としてとても心配です。「しばらく様子を見たほうがよいのか。」「強引に行かせたほうがよいのか。」「どのように対応したらよいのか、どのように接したらよいのか、悩まれると思います。

そこで、保護者の皆様に不登校について理解していただくとともに、どのような相談方法があるのかについてまとめました。このリーフレットを読まれて、少しでも不登校の悩みが軽減され、子どもの健やかな成長に繋がることを期待しております。



不登校児童生徒とは

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者（ただし病気や経済的理由による者を除く）

不登校について

- ・特定の児童生徒に特有の問題があることによって起こるものではありません。
- ・不登校の状況が継続し、結果として十分な支援が受けられない状態が続くことは、自己肯定感の低下を招くなど、本人の進路や社会的自立のために望ましいことではありません。
- ・多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっていることを「問題行動」と決めつけないでください。

全ての児童生徒が安心して学べる環境を実現するために、
学校・家庭・社会は共感的理解と受容の姿勢を持つことが大切です。

不登校になった時の親の考え方

親としては、「学校に行ってほしい」と願うのは当然のことです。しかし、注意しなくてはいけないのは、子どもを頭ごなしに叱る、無理やり学校に行かせようとするなどと言われています。子どもはさらに傷つき、自分の殻に閉じこもってしまうからです。また、親が一人で悩んだり、「育て方を間違っただろうか。」と自分を責めて落ち込んだりすることはよくありません。不登校は些細なきっかけで誰にでも起こりうることで、子どもも親も悪いわけではないと考えましょう。

少しでも早く第三者の助けを求めることが重要です。現在では「時間が経てばいつかは立ち直る。」という考えは間違っているとされています。学校の担任教師や学校相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、または、東松山市総合教育センター、さらに、不登校児を多く診察している心療内科でもかまいませんので相談しましょう。世の中には不登校の子どもがたくさんいることや、そのほとんどの子どもが立ち直っていると知ることだけでもずいぶんと気持ちに余裕ができるものです。子どもの将来を一番に考えて、本人にとって一番よい方法を一緒に考えることが大切です。

子どもや学校とのかかわり方

親の接し方がたいへん重要です。「家庭でのかかわり方」「学校とのかかわり方」のポイントを紹介します。

家庭でのかかわり方

1 子どもの話をきちんと聞く。

ただし本人が話したがるようなら無理に聞き出す必要はありません。

自分でも不登校の原因が分からないというケースもあります。

2 子どもの気持ちを尊重し、次の対応を考える。

いじめや仲間はずれ、プライドが傷つくような出来事など原因はさまざまです。

子どものがんばりが足りないとか怠けているとか決めつけた対応の仕方はしないようにしましょう。

学校との関わり方

1 お子さんの話、家庭におけるお子さんの様子を学校に伝える。

- ・学校での不安や不満を訴えている
- ・仲のよい子とは連絡をしている
- ・夜は学校の準備をしているが、朝になると行けなくなる…など

2 子どもへのかかわり方が家庭と学校とでずれないようによく相談する。

- ・登校時間、送り迎えについて、教室への入り方、教室に入れなかった場合の居場所等を確認しましょう。
- ・家庭訪問などを通し、学校との連携を密にしておきましょう。
- ・一人で悩まず学校へ相談しましょう。



資料 8 東松山市地内発生 of 少年死亡事件に係る検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、平成28年8月東松山市地内発生 of 少年死亡事件に係る事実関係について検証を行い、学校の教育活動に活かされる対策を提案するとともに、再発防止に努めることを目的として、東松山市地内発生 of 少年死亡事件に係る検証委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 平成28年8月東松山市地内発生 of 少年死亡事件に係る事実関係の検証に関すること。
- (2) 学校における事件の再発防止策に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名によりこれを定める。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(関係機関との連携)

第6条 委員会は、関係機関との連携を密にするものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、東松山市教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、東松山市教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年9月9日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

1	教育長
2	教育部長
3	教育部次長（学校教育担当）
4	教育総務課長
5	学校教育課長
6	社会教育課長
7	子育て支援課長
8	保育課長
9	政策推進課長
10	人権推進課長
11	学校教育課生徒指導担当者
12	総合教育センター所長
13	総合教育センター臨床心理士
14	社会福祉課生活保護担当者
15	健康推進課保健師
16	子育て支援課家庭児童相談員

東松山市地内発生少年死亡事件に係る検証委員会委員名簿

1	教育長	中 村 幸 一
2	教育部長	澤 田 喜 雄
3	教育部次長（学校教育担当）	関 口 敬 氏
4	教育総務課長	野 口 光 江
5	学校教育課長	鈴 木 寿
6	社会教育課長	太 宰 英 郎
7	子育て支援課長	松 崎 一 祐
8	保育課長	桶 谷 易 司
9	政策推進課長	田 嶋 徹 夫
10	人権推進課長	関 根 紀 光
11	学校教育課生徒指導担当者	吉 岡 武 志
12	総合教育センター所長	奥 泉 雅 之
13	総合教育センター臨床心理士	飯 坂 友 里 恵
14	社会福祉課生活保護担当者	宮 崎 直 樹
15	健康推進課保健師	望 月 真 由 美
16	子育て支援課家庭児童相談員	宮 岡 朋 子

東松山モデル『つなぐ』 ～子供を犯罪から守り健やかな成長を期待して～

東松山モデルは、家庭・学校・地域・行政機関・警察等が相互の連携強化で子供を犯罪から守り、健やかな成長を支え『つなぐ』仕組である。



- 《特徴》
- ① 「乳幼児期の子供・保護者への行政によるサポート」、「子供・保護者への地域の見守りによるサポート」、「子供・保護者への保育園・幼稚園・学校によるサポート」の、3つのサポートにより問題の早期発見、早期解決で『つなぐ』。
 - ② 生徒指導専門職員が連携をコーディネートし、学校・教育委員会・警察の行動連携で『つなぐ』。
 - ③ 充実した保護者への支援と相談体制で『つなぐ』。